

第2次滝沢市総合計画 (案)

令和5年12月15日～令和6年1月10日
パブリックコメント用資料

< 目 次 >

I 序章

- | | |
|-------------------|---|
| 1 滝沢市のまちづくり | 4 |
| 2 市民及び市を取り巻く環境の変化 | 5 |

II 基本構想

第1章 基本構想ビジョン

- | | |
|----------------------|-----|
| 1 本総合計画が掲げるテーマ「やさしさ」 | 9 |
| 2 本総合計画が目指す状態 | 1 1 |

第2章 第2次滝沢市総合計画の意義と構成

- | | |
|------------|-----|
| 1 本総合計画の意義 | 1 2 |
| 2 策定方針 | 1 2 |
| 3 本総合計画の構成 | 1 3 |

第3章 取組方針

- | | |
|-------------------|-----|
| 1 取組の基本方針 | 1 6 |
| 2 S D G s の一体的な推進 | 1 7 |

第4章 基本構想指標

1 8

第5章 土地利用の基本方針

2 0

第6章 広域連携における滝沢市の方向性

- | | |
|-------------|-----|
| 1 盛岡広域圏内の連携 | 2 2 |
| 2 連携の方向性 | 2 2 |

III 前期基本計画

第1章 基本計画概要

- | | |
|-----------|-----|
| 1 基本計画の役割 | 2 5 |
| 2 基本計画の期間 | 2 5 |
| 3 基本計画の構成 | 2 5 |

第2章 市域全体計画

- | | |
|-----------------------|-----|
| 1 市域全体計画の概要 | 2 7 |
| 2 市域全体計画が果たすべき役割 | 2 7 |
| 3 セーフティネットの考え方 | 2 7 |
| 4 市域全体計画の展開 | 2 8 |
| 5 S D G s との一体的な取組の推進 | 3 2 |
| 6 財政運営の方針 | 3 3 |
| 7 土地利用に関する計画 | 3 4 |
| 8 部門別計画 | 3 6 |

（市民環境部門	37）
（健康こども部門	39）
（福祉部門	41）
（経済産業部門	43）
（都市基盤部門	45）
（教育文化部門	47）
（政策支援部門	49）

第3章 地域別計画

1 市民が担う地域別計画	52
2 地域別計画の計画期間	52
3 計画地域	53
4 計画を構成する内容	54

IV 資料編

第1章 計画策定に係る基礎的指標分析

1 将来人口	56
2 経済指標	57
3 市民の幸福実感	59
4 暮らしに関する市民ニーズ	60

第2章 計画附属資料

1 市域全体計画に係る分野別計画及び実施計画	62
2 めざす地域の姿及びSDGs目標（ゴール）との関連	62

【別紙】分野別計画・実施計画一覧表	66
-------------------	----

【 I 序章 】

1 滝沢市のまちづくり

滝沢市自治基本条例に掲げる市の将来像をはじめとする理念の実現のため、引き続き第2次滝沢市総合計画においても、市民主体による地域づくりを推進し、誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域を創出するための取組を進めます。

滝沢市は、岩手山の裾野に広がる豊かな自然環境のもと、県都盛岡市に隣接する立地を踏まえた充実した都市基盤、大学や各種研究機関が集積した研究学園都市としての側面、チャグチャグ馬コなどに代表される彩り豊かな文化など、利便性と住環境の調和のとれた魅力あふれるまちとして、発展を遂げてきました。

第1回国勢調査が行われた大正9年に5,001人の人口であった滝沢村は、平成12年には人口5万人超の「人口日本一の村」となり、日本の総人口が減少に転じた平成20年以降も人口の増加が続き、平成26年1月には市制を施行、令和2年に実施された第21回国勢調査では、人口が55,579人に達し、令和6年1月に市制施行から10周年を迎えました。

この間、平成26年4月1日に施行された滝沢市自治基本条例を頂点とし、市民、議会、行政のそれぞれの役割や目指すべき姿などを定めた滝沢市地域コミュニティ基本条例、滝沢市議会基本条例、滝沢市行政基本条例に基づき、広く市民が方向性を共有しつつ、協力しながらまちづくりを展開する体制が構築されました。

滝沢市自治基本条例を根拠として策定された第1次滝沢市総合計画は、滝沢市の地域社会計画として、市の将来像に同条例第1条に定める「誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域」を掲げた取組を展開してきました。

第1次滝沢市総合計画では、物質的な豊かさだけでなく、心の豊かさを重要視するようになった国民の意識の変化を捉え、「モノ」の充足ではなく「心」の充足によって幸福を実感できる社会の構築が求められているとの現状分析の下、市民が幸せを感じるための重要な要素や、人とのつながり（社会関係資本）に着目した取組により、「幸福感を育む環境づくりの基盤構築」を進めてきました。

第1次滝沢市総合計画が掲げた『幸福感』の醸成をテーマとした計画策定は、策定当時先進的なものであり、現在では『幸福感』や『幸せ』を主題として掲げる計画が様々な自治体で策定されるなど、幸福感をキーワードとした地域づくりの浸透度は高まり、時代の潮流となっています。

第1次滝沢市総合計画の基本構想に、住民による主体的な地域づくりが盛んなまちとしての素地を活かした、「地域デザイン」・「地域ビジョン」の系譜を継ぐ地域づくりの指針となる「地域別計画」の推進、市行政による、安全・安心な市民生活の維持や人とのつながりを促進する政策体系からなる「市域全体計画」の展開を掲げ、市民と行政の両輪による活動によって、滝沢市自治基本条例の理念の実現に向けた「幸福感を育む環境づくり」の基盤の構築は着実に進展しています。

一方、これまで増加の一途であった本市の人口も今後減少が見込まれる転換期にあり、新型コロナウイルス感染症により加速した市民の暮らしの価値観の変容など、本市や地方自治体を取り巻く情勢は大きく変化しており、社会経済情勢や多様化する行政ニーズを的確に捉えながら、将来を見据えた施策展開を行わなければなりません。

よって、本市では、第1次滝沢市総合計画で推進した幸福感を実感できる環境づくりに向けた取組を引き続き進めつつ、社会情勢の変化に伴い生じた課題に対応した新たな視点を加えながら、市の将来像の実現に向けて、市民みんなで地域づくりを進めていきます。

2 市民及び市を取り巻く環境の変化（社会情勢の潮流）

人口減少や少子高齢化の進行、デジタル社会の進展、暮らしの価値観の変容等の市民や滝沢市を取り巻く環境の変化を捉えながら、本市の将来像の実現に向けた施策展開を行います。

（1）少子高齢化・人口減少による影響

日本の総人口は、本格的な減少局面へ突入しており、本市においても今後人口の減少が拡大していくことが見込まれます。また、急速な少子高齢化の影響を受け、社会保障関連費用の増大や労働力人口（生産年齢人口）の減少による全国規模での経済規模の縮小、地域コミュニティの担い手不足など、社会生活への様々な影響が懸念されています。

少子高齢化が進む地域コミュニティにおいては、地域内での見守りや支え合い活動の重要性が一層高まっていくものと考えられます。様々な世代が培った経験や能力を活かし、地域の担い手として地域づくりにかかわる機会を充実させながら、コミュニティの維持を図っていくことが求められます。

（2）デジタル化の進展

国では、先端技術を取り入れ、経済発展と社会問題の解決を両立する S o c i e t

y 5. 0 ※1の実現を目指しています。我々の日常生活においても、テレワーク ※2の浸透や決済手段のキャッシュレス化、クラウドサービス ※3の活用、SNS ※4等のコミュニケーション手段の多様化など、情報通信技術（ICT）の飛躍的な発展は大きな影響を与えています。

今後は、AI（人工知能）の技術革新の進展や、5G（第5世代移動通信システム）技術の一般化、ビッグデータ ※5やオープンデータ ※6の活用などの普及によって、暮らしや企業活動、行政運営、社会経済システム上で生じる課題をデジタル化で解消しようとする場面が増えることが想定されます。

一方、デジタル化の浸透を受けて、インターネットやスマートフォンの活用などICTを活用できる人と活用できない人との間に格差が生じることがないように社会全体で対策を講じる必要があります。

（3）暮らしの価値観の変容

市民一人一人それぞれ異なる様々な暮らし方、働き方、学び方などがある中、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）という考え方も普及し、単なる生活水準の向上だけではない、個人のライフスタイルや生きがいを重視する価値観へと変化しています。

これら暮らしの価値観の変容は、地域における人とのかかわりや連帯感、支え合いの意識の希薄化の要因でもあり、それらを基盤として成り立つ地域コミュニティの維持に対する課題の一つとなっています。

本市においては、多様な価値観があることを尊重し、共感しながら、市民相互や市内で様々な活動を行う組織などのかかわりの中で、地域づくりを担う意識の醸成を図る必要があります。

（4）持続可能なまちづくりへの関心の高まり

平成27（2015）年、国連は多様化する国際課題に対し、持続可能な世界を実現するために17の目標と169のターゲットからなる国際社会全体の開発目標「S

※1 狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く新たな社会を指すもので、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的な課題の解決を両立する、人間中心の社会

※2 ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方

※3 従来は、利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアをネットワーク経由でサービスとして利用者に提供するもの。

※4 ソーシャル ネットワーキング サービスの略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

※5 日々生成される多種多様なデジタルデータ群

※6 インターネットなどを通じて誰でも自由に入手し、許可された範囲内で複製、加工、利用ができるデータ

SDGs^{※7}」を採択しました。これを受け、日本を含む各国では、「誰一人取り残さない」という理念に基づき、多様性・包摂性を備えた持続可能な社会の実現に向けてSDGsの取組を進めています。

地方自治体においては、SDGsに定められた目標を地域社会において実現するため、貧困、健康、経済、気候変動などの課題解決に向けたゴール（目標）とターゲット（具体的な達成水準）の達成に向けて、各地域の特色を活かした経済的な発展と生活環境の維持向上のバランスの取れた総合的な取組が求められます。

（5）災害への備え、持続可能な都市基盤づくりの推進

安全・安心な市民の生活の基盤となるよう、大規模地震のほか、地球温暖化に伴い増加している風水害に対応するため、自主防災組織の育成・強化や、危険エリアの縮小など、災害対応能力の向上の取組が求められています。

都市基盤については、人口減少などの長期的な視野に立ち、都市機能や居住エリアを計画的に配置しつつ、連携軸や公共交通によって結節点をつなぐなどの持続可能なまちづくりを進める必要性が高まっているほか、災害への備えも考慮した計画的な公共施設などの更新及び再編が求められています。

（6）産業環境の変化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による世界的な景気の悪化や、ロシアのウクライナ侵攻に端を発した、国際情勢の変化、原油や原材料の高騰などにより、企業の経営環境は、不確実性を増しています。

また、近年では、非正規雇用労働者が増加し、所得の減少や不安定な雇用形態の増加が、晩婚化や未婚率の上昇、出生数の減少の要因の一つとなっていることが指摘されています。

※7 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標。「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念とし、人類、地球及びそれらの繁栄のために設定された行動計画で、17のゴールと169のターゲットで構成されている。

【 Ⅱ 基本構想 】

第1章 基本構想ビジョン

1 本総合計画が掲げるテーマ「やさしさ」

- ・第2次滝沢市総合計画は、「やさしさ」をテーマに、社会的包摂性が高い地域を創出するための取組を推進する計画です。
- ・市が考える「やさしさ」は、「一方的ではなく、お互いに共感し合いながら、寄り添い、共に生きてゆくこと」です。

本市が進めてきたこれまでの地域づくり、また、取り巻く環境の変化を踏まえ、本市で引き続き、市民が幸せを実感できる地域社会を構築していくためには、新型コロナウイルス感染症の影響を受け希薄となった人とのつながりや絆の再構築を促すための取組、多様化の進展を踏まえた社会的包摂性の高い地域社会の形成へ向けた取組を進めるべきであると考えます。

そのため、第2次滝沢市総合計画では、ポストコロナや価値観の多様化といった時代の変化に対応した新たな観点として、市民の思いをまとめた滝沢市自治基本条例前文に規定されている「思いやりのある社会の創造」という地域づくりの理念を踏まえ、寛容の心を広げ、様々な考え方を持つ人たちを包摂しながら、誰一人取り残されることがないと感じることができる社会の実現に向けた取組を行政と市民が、一緒になって進めていくため、「やさしさ」をテーマとした地域づくりを進めます。

第2次滝沢市総合計画の策定に当たって、性別や年代、属性の異なる市民の皆さんと「やさしさ」をテーマに、市の将来像や第1次滝沢市総合計画の取組状況を踏まえた今後のまちづくりの方向性について懇談会を行いました。

市民との意見交換では、「人とのかかわり」、「安全・安心な暮らし」、「充実した暮らし」「子育て」などの観点から、幅広い意見が寄せられました（図1参照）。

・人とのかかわりの観点

人とのかかわりを感じながら生き生きと暮らせること（交流・人間関係、地域コミュニティなどに関すること）

・安全・安心な暮らしの観点

安心して暮らすことができる生活環境基盤や制度が確保されていること（自然環境の保全、防災・防犯体制の構築、保健・福祉・医療体制の確保、社会インフラ整備、公共交通の確保などに関すること）

・充実した暮らしの観点

自分に見合った生き方の選択肢があり自分らしく活躍することができること（産業

振興、雇用、観光、学び、伝統・文化の継承などに関すること)

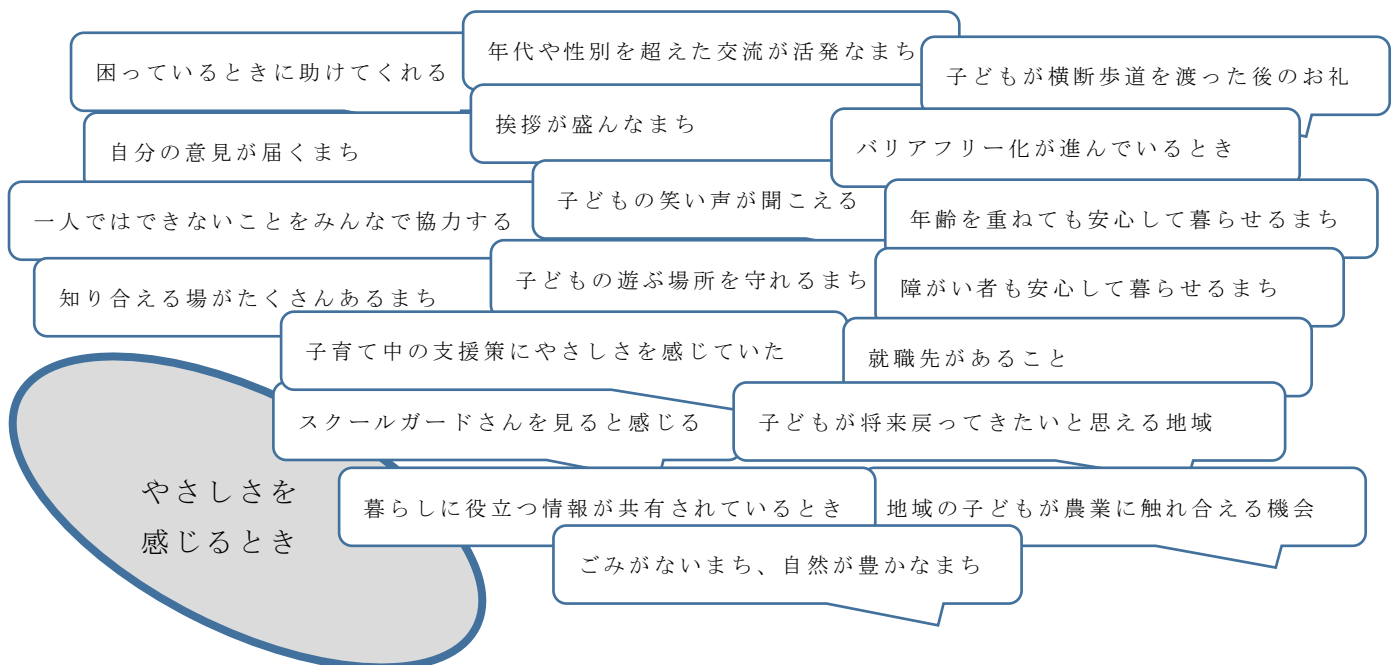
・子育ての観点

未来ある子どもたちを伸び伸びと育むことができること（子ども、学校教育、子育て支援などに関すること）

また、複数の市民から、「自分が周囲の人たちから受けた「やさしさ」を、次は自分の行動で返していき、「やさしさ」を循環させていけるまちにしたい。」という意見も挙げられました。

寄せられた意見は幅広い分野にわたるものでしたが、「やさしさ」に関する共通した考えとして、「やさしさ」は、一人だけの感情ではなく、関係性の中で育まれる感情であり、お互いを「尊重」し、「共感」し合うことの重要性を指摘しています。

そこで本市では、滝沢市自治基本条例の理念や、本市が考える社会的包摂性※8の高い地域社会の姿、また、市民の皆さんの意見などを踏まえ、第2次滝沢市総合計画が考える「やさしさ」を「一方的ではなく、お互いに共感し合いながら、寄り添い、共に生きてゆくこと」として捉え、これからの滝沢地域において「やさしさ」をキーワードとした地域づくりを推進し、社会的包摂性が高く、市民が生き生きと生活しながら幸せを実感でき、活力に満ちた地域社会の創造を目指します。



【図1：懇談会で寄せられた市民からの意見の例】

※8 全員が社会に参画する機会を持ち、支え合いながら共に生きてゆくこと

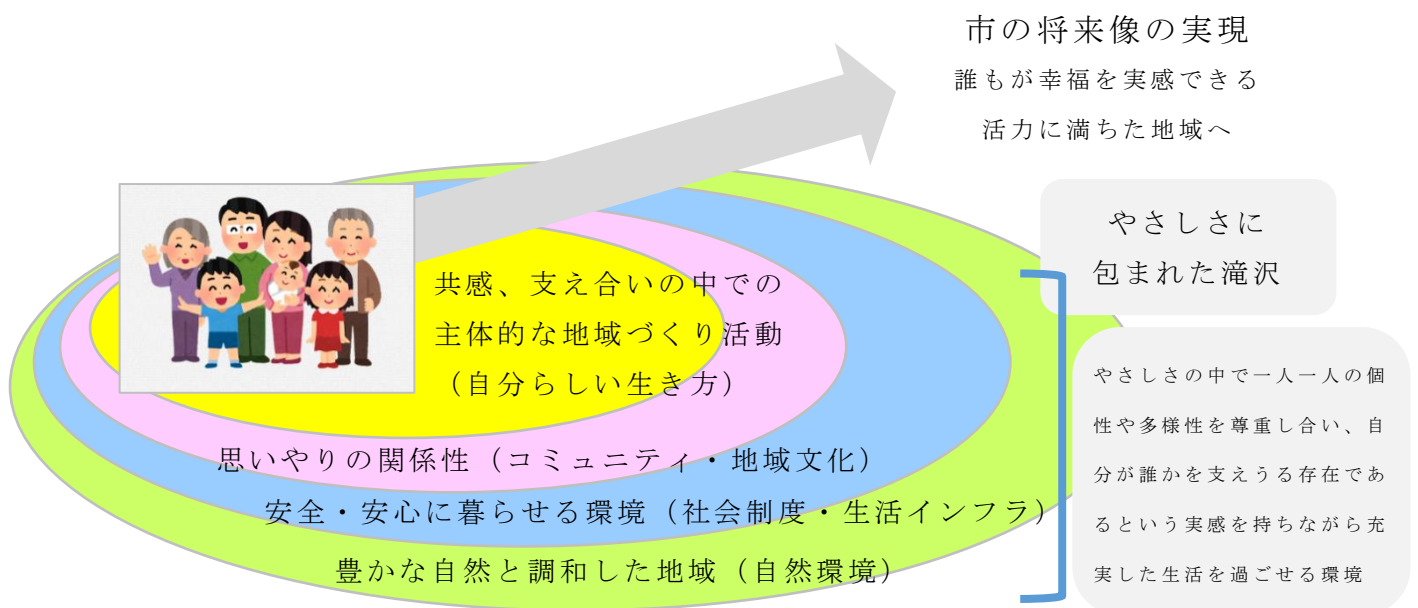
2 本総合計画が目指す状態

- ・第2次滝沢市総合計画が目指す状態は、「やさしさに包まれた滝沢」です。
- ・「やさしさに包まれた滝沢」は、「滝沢の地域社会が「やさしさの中で一人一人の個性や多様性を尊重し合い、自分が誰かを支えうる存在であるという実感を持ちながら充実した生活を過ごせる環境」になること」です。

市民が様々な活動の場面で「やさしさ」を感じられる雰囲気を滝沢の全市域へ広げ、更には、「やさしさ」を周りの誰かへと返していける環境づくりを進めること、つまり、自分の周囲にやさしさが巡る地域環境の創出は、本市の将来像である市民の幸福実感につながるものです。

市民の多様な活動によって市民の間に「やさしさ」が循環するような環境をつくっていくためには、本市を囲む豊かな自然との調和が取れた地域環境や、安全・安心に暮らすための社会制度、生活インフラの確保を基盤としながら、思いやりの関係性を活用した市民主体による活動を展開することで自分らしい生き方が実現できるまちづくりを進める必要があります。(図2参照)

そこで、第2次滝沢市総合計画では、滝沢市でやさしさが循環する地域環境の創出を目指し、「滝沢の地域社会が「やさしさの中で一人一人の個性や多様性を尊重し合い、自分が誰かを支えうる存在であるという実感を持ちながら充実した生活を過ごせる環境」になること」を第2次滝沢市総合計画基本構想が目指す状態「やさしさに包まれた滝沢」として掲げ、本総合計画を推進することにより、その実現を目指します。



【図2：やさしさに包まれた滝沢のイメージ】

第2章 第2次滝沢市総合計画の意義と構成

1 本総合計画の意義

第2次滝沢市総合計画は、滝沢市自治基本条例の理念の実現を目指す計画として、同条例第9条の規定に基づき策定します。

滝沢市自治基本条例第9条の規定（「総合的かつ計画的な地域づくりの推進に向けた計画（＝総合計画）」を策定すること）に基づき、市の将来像や目指す状態、それらの実現に向けた取組の方針など、まちづくりの方向性を明示し、共有することにより、みんなが一体となって地域づくりを進めるための「滝沢市に関わるみんなが共有する地域社会計画」として第2次滝沢市総合計画を策定します。

第2次滝沢市総合計画の策定に当たっては、市民の思いをまとめた前文、「市の将来像」（第1条）、市民の思いを象徴する「市民憲章」（第4条）、市民、議会及び市が実現に努めるべき「めざす地域の姿」（第5条）などの条例理念の実現に向けた計画とするほか、同条例に規定する、基本原則や市民、議会、行政の役割とルールを踏まえた行動を促すことを目指す取組体系を構築します。

2 策定方針

第2次滝沢市総合計画は、市民の意見を反映した計画、市民に分かりやすい計画となることを目指しています。

（1）市民の意見を取り入れた計画づくり

滝沢市自治基本条例と第2次滝沢市総合計画を有機的に連動させ、滝沢市自治基本条例の理念に則った総合計画の策定を進めます。

そのためには、市民から寄せられた様々な意見を反映させ、市民と行政が自分達で作上げた計画という共通認識を持ち、目標を共有しながら、積極的な市民主体活動による市の将来像の実現に向けた計画とします。

（2）市民に分かりやすい計画づくり

全ての市民が、目標を共有し、市民主体による様々な活動を積極的に行うためには、計画が理解され認知される必要があります。そのため、「家庭でも地域づくりが話題になること」を目標として、子どもから高齢者まで、また、通勤・通学で滝沢市に通っているなど全ての市民が分かりやすく親しむことができるような計画を目指します。

3 本総合計画の構成

第2次滝沢市総合計画は、基本構想・基本計画・実行計画という3つの階層の計画で構成します。(図3参照)

(1) 基本構想

滝沢市の将来像の実現に向けて総合的かつ計画的に地域づくりを進めるために、計画期間内で本市が目指すべき姿を定めるとともに、その実現に向けた取組の体系を示した地域社会計画です。

計画期間は、令和6(2024)年度から令和13(2031)年度までの8年間です。

(2) 基本計画

基本構想で示した市が目指すべき姿及びその実現に向けた取組の体系に基づき、各分野の現状と課題を明らかにしつつ、その目指すべき姿の実現と解決に向けた具体的な施策の体系を示した地域社会行動計画です。

市民主体による「地域別計画」と行政が主体となる「市域全体計画」の両輪により構成します。

ア 地域別計画

①計画期間

令和6(2024)年度から令和13(2031)年度までの8年間

②計画の趣旨

前回の地域別計画を受け継ぎながら、滝沢市において「やさしさ」を意識しながら、幸せを実感できる地域づくりを地域自らで考え、行動するための計画です。

③計画の特徴

市内の11地域において、守るべき地域資源や地域づくりの方向を明確にし、地域の課題や将来像、活動プラン等が具体的かつ分かりやすい計画とします。また、全体計画以下の各地域計画については各地域にそれぞれ配付するものとし、市民一人一人が手に取り活用しやすく、親しみやすい計画を目指します。

イ 基本計画：市域全体計画

①計画期間

前期基本計画

令和6(2024)年度から令和9(2027)年度までの4年間

後期基本計画

令和10(2028)年度から令和13(2031)年度までの4年間

②計画の趣旨

やさしさに包まれた滝沢の実現に向け、主として「かかわりによる市民主体の地域づくりへの支援」及び「市民が安全・安心に暮らせる環境の整備」を推進するための行政の行動計画です。

③計画の特徴

計画の中に部門別計画を内包し、部門別計画に政策(部)、施策(課)を設け、毎

年度策定する政策方針によって展開します。また、部門別計画実施の裏付けとなる財政計画及び個別に策定する各種計画を分野別計画又は実施計画として整理し、一体的な政策展開を期します。

(3) 実行計画

実行計画は、市域全体計画部門別計画に示した各施策を具体的に実現するため、財政計画や毎年度の市長方針などとの整合を図りつつ、事務事業の内容や、年度別事業費などをまとめた執行計画として、毎年度策定する計画です。

実行計画の計画期間は、社会経済情勢や市民ニーズの変化、財源を含む国・県の制度改正に対応するため、各計画初年度を含む4か年間とし、第2次滝沢市総合計画書とは別冊の実行計画書を策定し、進捗管理を行います。また、実行計画事業に係る事業評価を実施し、毎年度見直ししながら事務事業を展開します。

滝沢市自治基本条例

市の将来像：誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域

滝沢市地域コミュニティ
基本条例

滝沢市議会基本条例

滝沢市行政基本条例

第2次滝沢市総合計画

基本構想（8年間）

基本構想

令和6（2024）年度～令和13（2031）年度
目指す状態：やさしさに包まれた滝沢

かかわりによる市民主体活動の推進

市民主体活動を後押しできる環境づくり

市民生活の基盤となるセーフティネットの堅持

基本計画（4年間）

前期基本計画

令和6（2024）年度～令和9（2027）年度

後期基本計画

令和10（2028）年度～令和13（2031）年度

地域別計画

令和6（2024）年度～令和13（2031）年度（※令和9年度に見直し）

支援
協働

地域づくり懇談会ごとに策定する活動計画
（市民・家庭での活動）（自治会、各種団体、NPO等の活動）

市域全体計画

令和6（2024）年度～令和9（2027）年度

市域全体計画（仮）

令和10（2028）年度～令和13（2031）年度

各部門別計画
（政策・施策）

財政計画
分野別計画

（環境変化、前期基本計画の進捗を踏まえ、令和9年度に策定予定）

実行計画（毎年度策定）

市域全体計画に内包する部門別計画の施策実現の具体的な取組等

令和6年度
実行計画

令和7年度
実行計画

令和8年度
実行計画

令和9年度
実行計画

令和10年度
実行計画

令和11年度
実行計画

令和12年度
実行計画

令和13年度
実行計画

毎年度見直しを行いながら、年次計画を策定



【図3：第2次滝沢市総合計画の体系】

第3章 取組方針

1 取組の基本方針

第2次滝沢市総合計画が目指す状態の実現に向け、かかわりによる市民主体の地域づくりの推進、市民主体活動を後押しする環境づくりを進めるとともに、市民の生活のために保障しなければならないセーフティネットを堅持します。

(1) かかわりによる市民主体の地域づくりの推進

「お互いに共感し合いながら、寄り添い、ともに生きてゆく」という本市が考えるやさしさの実現に向けては、市民の皆さんが、他者とかかわり、自律的に行動しながら、人と人が互いに支え合うコミュニティを築き上げていくことが必要です。

第1次滝沢市総合計画では、自治基本条例に掲げる住民自治日本一を「市民自らが住みよい地域を考え、思いやりと協力の気持ちを持ち、地域や仲間と関わることに「満足」と「幸福」を日本一実感できる地域」と定義し、市民主体による地域づくりを進めてきました。第1次滝沢市総合計画の展開を踏まえ、第2次滝沢市総合計画では、本市における住民自治活動を、「市民みんながやさしさに包まれた地域の実現に向けて、地域や仲間と積極的に地域づくり活動に関わること」と定義し、かかわりによる市民主体による地域づくりを展開します。

(2) かかわりによる市民主体活動を後押しできる環境づくり

市民がかかわりの中で、地域づくりを進めるためには、行政も含めた地域づくりの担い手の相互の連携や協力が必要になります。そのような関係性を構築するためには、まずは、市民が地域や市政について考え、主体的に学ぶことができる環境づくりが重要であり、そのほか、主体的な活動につながる手がかりの提供、地域や状況に応じた活動を継続して展開するための支援、また、交流し、連携するための場や機会の創出が必要になります。

市民がかかわりの中で市民主体による地域づくりを進めるために、市民の行動を後押しできる環境の整備を進めます。

(3) 市民生活の基盤となるセーフティネットの堅持

滝沢市がやさしさに包まれた雰囲気の中で、市民が相互にかかわりながら自律的に幸せづくり活動や充実した生活の実現に向けた取組を進めるためには、市民が日々の暮らしに不安を感じるようになるよう環境づくりを進め、その基盤の上で他者へのやさしさを育みつつ、市民主体による地域づくりが展開されるような取組が必要です。

「ヒト・モノ・カネ」と言われる経営資源の状況が厳しさを増す中、自治体の最も重要な責務としてあるのは、限られた資源の中でも、生活に関わる様々な制度や適切なインフラの維持、防災・防犯への対策や地域医療体制の構築など、市民の皆さんの生活を支えるいわゆる「セーフティネット」を守ることであり、自治基本条例第5条に掲げるめざす地域の姿を踏まえつつ、第2次滝沢市総合計画においても堅持します。

そのため、滝沢市において市民の生活のために保障しなければならない最低限度の生活環境基準を第2次滝沢市総合計画では「滝沢市のセーフティネット」とし、国が国民に対して保障する生活の最低水準と、地域の実情を踏まえ国が定める生活の最低水準に関する事務のほか市民が安全・安心な市民生活を送るために、市民と市行政がそれぞれの役割を踏まえながら共に取り組む最低限度の生活環境基準までを含めた範囲を指すものとします。

ただし、「滝沢市のセーフティネット」の範囲については、社会経済情勢の変化によって求められる水準は変化します。「やさしさに包まれたまち」を目指すという基本的な方向性の下、市民ニーズの変化や受益と負担のバランス等を考慮し、施策を推進していく必要があります。

2 SDGsの一体的な推進

第2次滝沢市総合計画の推進に当たっては、国際的な共通の目標であるSDGsの達成に寄与できるよう、一体的な取組を推進します。

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの先進国、発展途上国など全ての国々を含めた全世界の共通の国際目標です。

SDGsは、誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すもので、17のゴールとそれらに紐づく169のターゲットで構成しています（図4参照）。

SDGsが目標とする持続可能な社会は、現在の世代の幸せと、将来の世代の幸せの両立が図られた社会の実現を意味しており、「誰一人取り残さない」、「持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」といったSDGsの理念とともに、第2次滝沢市総合計画の方向性と共通しています。

そのため、第2次滝沢市総合計画では、経済・社会・環境などのうち、市が市民と共に取り組むことが可能な分野における課題の解決に向けて、SDGsと市の施策との関連性を明らかにしながら、一体的な取組を推進することにより、SDGs目標の達成へ寄与することを目指します。



【図4：SDGsの17のゴール】

第4章 基本構想指標

市の将来像や総合計画の取組効果の測定、実現に向けた進捗度を測るため、16項目の「たきざわやさしさ指標」を設定し、毎年度の幸福実感アンケート調査等により測定します。

第2次滝沢市総合計画基本構想において設定する指標は、市民主体による地域づくりの進捗度合い、社会の影響や個人の価値観等の変化、行政の各種取組の効果がどのように表れているか、推移しているかを明らかにするための指標です。

指標の検討に当たっては、「やさしさに包まれたまち」をテーマとした市民の皆さんとの懇談の中から、いただいた意見が多かったものなどを、「たきざわやさしさ指標」（表1参照）として設定します。

たきざわやさしさ指標は、将来像の実現状況の目安となる「将来像指標」、基本構想の取組の方向性として示した「かかわりによる市民主体活動」の進捗状況をあらわす指標（市民のかかわり指標）、市民生活の基盤の維持の進捗状況をあらわす指標（暮らしやすさ指標）の16項目によって構成します。

市民のかかわり指標と暮らしやすさ指標には、第2次滝沢市総合計画の進捗度合いを測定するものとして、性質別に市民の意向の推移を捉える主観的な指標項目（主観的項目）と、市民のかかわりと市民生活を客観的に捉えるための指標項目（客観的項目）を定めます。

また、「たきざわやさしさ指標」には、第2次滝沢市総合計画の8年間で目指すべき目標値を設定し、毎年度行う「滝沢地域社会に関するアンケート調査（通称：幸福実感アンケート調査）」によって、現状値を測定し、滝沢市が全体として「やさしさに包まれた滝沢」に向けて変化しているか推移を捉えつつ、第2次滝沢市総合計画の取組を進めます。

目標の設定に当たっては、第2次滝沢市総合計画策定時点の実績値を基準値とし、主観的項目については、AIシミュレーション※9を踏まえた目標値を設定します。また、客観的項目については、第1次滝沢市総合計画での取組及び評価、また、今後の社会情勢の推移等を踏まえ、第2次滝沢市総合計画基本構想の8年間目指すべき目標値を定めています。

※9 AIを用いて、様々な社会指標等を関連させたモデルの構築や分析を行い、多様な未来シナリオの分岐構造と分岐要因を明らかにするシミュレーション技術。本市では、第2次滝沢市総合計画の策定に当たり、計画的かつ効果的な計画推進を期するためにシミュレーションによる未来シナリオを比較検討し、計画の期間内に目指すべき状態を明らかにすることを狙いとして、「政策提言AI」による市の未来像のシミュレーションを行いました。

【表1：たきざわやさしさ指標と目標値】

区分	項目	基準値	(年度)	令和9年度	令和13年度
将来像指標	①滝沢市で幸せに暮らしている人の割合	56.8%	令和5年度	61.0%	65.0%
	②滝沢市は活力に満ちた地域だと感じている人の割合	29.7%	令和5年度	35.0%	40.0%
市民のかかわり指標 (主観的)	③自分が誰かを支えうる存在であると感じている人の割合	58.1%	令和5年度	62.0%	66.0%
	④周囲の人たちと「お互い様」の関係性があると感じている人の割合	69.6%	令和5年度	73.0%	76.0%
	⑤地域の居心地が良いと思っている人の割合	63.4%	令和5年度	68.0%	72.0%
	⑥積極的に挨拶を交わす人が多いと感じている人の割合	39.0%	令和5年度	44.0%	48.0%
	⑦人々が集まり活動できる「場」があると感じている人の割合	43.1%	令和5年度	46.0%	50.0%
(客観的)	⑧-1 直近の市議会議員選挙投票率	43.28%	令和5年度	50.00%	55.00%
	⑧-2 直近の市長選挙投票率	44.49%	令和4年度	50.00%	55.00%
	⑨ 市内公共施設利用者数※10	726,020人	令和4年度	785,500人	805,500人
暮らしやすさ指標 (主観的)	⑩心身ともに元気に暮らせている人の割合	56.3%	令和5年度	59.0%	62.0%
	⑪働く場があると感じている人の割合	22.1%	令和5年度	25.0%	28.0%
	⑫困っている人の声が届きやすいと感じている人の割合	24.5%	令和5年度	28.0%	31.0%
	⑬滝沢市は住みやすい市だと感じている人の割合	68.3%	令和5年度	72.0%	75.0%
	⑭子ども達が生き生きとしていると感じている人の割合	42.6%	令和5年度	46.0%	50.0%
(客観的)	⑮人口(岩手県毎月人口推計における毎年度10月1日時点の滝沢市の人口推計値)	55,467人	令和4年度	55,500人	55,500人
	⑯一人当たり課税対象所得額※11	2,624千円	令和4年度	2,700千円	2,800千円

※10 市内公共施設…ビッググループ滝沢、北部コミュニティセンター、滝沢ふるさと交流館、葉の木沢山活動センター、地区コミュニティセンター及び市内体育施設

※11 一人当たり課税対象所得額…市民税課税の対象所得額(非課税者を除く。)を納税義務者数で除して得た金額(翌年度の7月末日現在)

第5章 土地利用の基本方針

市民の安心・安全の確保と、市民主体の活動を支えるため、計画的な土地需要の調整を行い、市土の適切かつ効率的な土地利用の確保を図ります。

市土は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通じた諸活動の共通の基盤です。したがって、利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、市民が健康で文化的な生活ができる環境の確保と市土の均衡ある発展を図るため、総合的かつ計画的に行うことが重要です。

したがって、市土の利用については、市民の安心・安全を確保しつつ、計画的な土地需要の調整を行い、市土の適切かつ効率的な土地利用の確保を図ることを念頭に、以下の基本方針とします。

(1) 都市の利便性や各地域の特色を活かしつつ、自然の心地良さを体感できるまちづくり

活力とにぎわいのある利便性の高い都市空間の創出や、高等教育機関や研究機関が集積する本市の特色を活かしたまちづくりを進めるとともに、岩手山や北上川に代表される豊かな自然に恵まれた心地良い環境の実現を両立させることによって、住みよい滝沢の実現を目指します。(図5参照)

ア 暮らしのエリア

市街地(市街化調整区域)については、かかわりによる市民主体活動の土台となる地域コミュニティなど生活環境の維持・向上を図り、自然との調和や、空間的なゆとりの確保に努め、誰もが安心して生き生きと暮らすことができる住居空間を形成します。

また、多様な立場の人たちが相互にコミュニケーションを図りつつ、かかわりによる市民主体活動を進められるよう、それぞれの地域を中心に、多様な属性の人たちが集まり、多様な立場の人たちがコミュニケーションや交流を図れるよう、「場」の創出を念頭に置いた土地の利用を進めます。

さらに、地域を超えた人とのつながりが創出され、多様なコミュニティが集まり、人とのかかわりを育む市の「中心拠点」として、市役所周辺を対象とし、商業、行政、医療・社会福祉等の各機能の強化を図りながら中心市街地の形成を進めていきます。

イ 産学官連携による産業拠点エリア

商工業については、既存商工業の活性化を図り、にぎわいと活力あふれる都市空間を維持・向上させ、岩手県立大学及び滝沢市IPUイノベーションセンター周辺については、産学官連携によるイノベーションの拠点である強みをさらに発揮するため、拡張等を含めた土地利用の強化についても検討を進めます。高等教育機関及び研究機関が集積する、市東部を中心とした地域においては、産学官連携の推進により、新たな技術研究や社会実装に向けた土地利用、さらには先端技術等の実証フ

ィールドとしての土地活用の検討や、研究をはじめとする人的資源を育む教育的機能を有する土地利用を進め、研究学園都市としての進化を目指します。

ウ 自然との調和のエリア

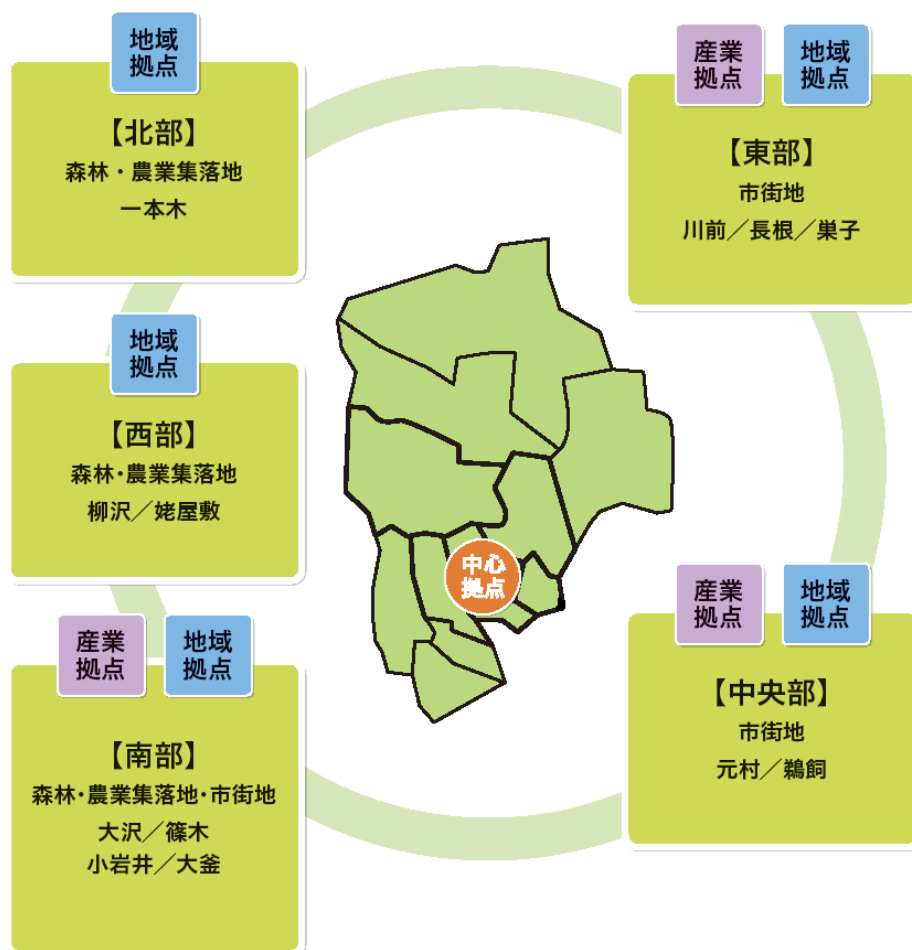
優良な農地の保全を図るとともに、生産・自然的景観・防災等の様々な機能の維持・向上により、積極的な農業環境の維持・保全を図ります。

また、積極的な森林保全に努め、適正な管理による自然環境の維持を前提としつつ、市民の憩いの場や自然とのふれあいの場としての活用を進めます。

(2) 将来世代を見据えた土地利用

SDGsの理念を踏まえ、地球温暖化への対応として目指されているカーボンニュートラル^{※12}といった観点、森林などにおける生物多様性や生態系の維持といった環境保全などはより重要性を増すものと考えられ、子どもや孫の世代といった将来世代まで持続可能な滝沢市となるような土地利用の方向性を考える必要があります。

また、各種施設、インフラの維持管理及び更新並びに生活関連施設や住宅基盤等の土地利用を検討する際には、利便性とのバランスを取りつつ、持続可能性を意識した土地利用を推進します。



【図5：土地利用のイメージ】

※12 温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。政府は、令和2年(2020年)10月に、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルの実現を30年後までに目指すことを宣言しています。

第6章 広域連携における滝沢市の方向性

盛岡広域圏における連携と役割分担の視点のもと、滝沢市の特徴を活かした広域連携を推進します。

第2次滝沢市総合計画の実現に際しては、市内外の環境を踏まえてより効果的に取組が推進できるよう、広域での連携を進めます。連携に際しては、盛岡広域8市町で定める「みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン（以下「都市圏ビジョン」という。）」を踏まえた上で、滝沢市の特徴を活かす形で進めることを基本とします。

1 盛岡広域圏内の連携

広域で定める都市圏ビジョンを踏まえ、連携中枢都市圏構想を進めていくためには、広域圏を構成する8市町が、それぞれの特徴や強みを活かし、また弱みや足りない部分については互いに補い合うよう連携していくことが必要です。

例えば産学官連携においては、滝沢市が特徴を活かす形で広域でのリーダーシップを取りつつ、一方で観光や環境といった面では、相対的に強みを持つ周辺自治体と連携した取組を進めるなど、広域におけるそれぞれの役割を踏まえた連携を進めます。

また都市圏ビジョンでは、大きな戦略として①産業の営みをつなぐ、②人の流れをつなぐ、③暮らしの安心をつなぐ、という3つが掲げられています。これらの戦略と、高等教育機関と研究機関が集積する研究学園都市であるという滝沢市の特徴を踏まえ、主な連携の方向性について次のとおり定めます。

2 連携の方向性

(1) 産業・雇用等経済的な連携（産業の営みをつなぐ）

都市圏ビジョンにおける産業の戦略では、産学官の連携によるイノベーション創出や、AI等新たな技術の活用を進め、産業の活性化を図ることを目的としています。これらは、岩手県立大学と滝沢市IPUイノベーションセンターを中心に、IT関連産業の集積を進めている滝沢市の特徴と強く合致しており、引き続き、産学官連携などを推進します。

(2) 交通・都市機能的な連携（人の流れをつなぐ）

公共交通面をみると、滝沢市と盛岡広域圏は強くつながっています。特に、滝沢市における東部、鶯飼、南部などの各地域と盛岡市のアクセスは良く、人の流れは恵まれた状態といえます。

一方で、滝沢市内各地域を結ぶ公共交通網は弱く、市内における人口の交流が課題となっています。市内各地域の交流人口の増減は、産業面などにも影響を及ぼすため、盛岡との交通的つながりを活かしつつ、滝沢市役所周辺を中心市街地形成と合わせ、公共交通の在り方と、盛岡西廻りバイパス・北バイパスの整備に向けて検討していく必要があります。

(3) 安心・福祉等生活的な連携（暮らしの安心をつなぐ）

都市圏ビジョンでは、圏域で暮らす安心感や快適さを高めていくことを目指しています。これらに強く関連する要素として、福祉や地域医療、そして人とのつながりなどが挙げられ、これらについては、盛岡広域圏、特に盛岡市へのアクセスの良さを活かした連携により高めていくことを目指します。

また、滝沢市役所周辺の中心市街地の形成でも暮らしの安心や快適さの強化を図り、中心市街地と市内各地区のアクセス強化に向けた検討を進めていくこととします。

【 Ⅲ 前期基本計画 】

第1章 基本計画概要

1 基本計画の役割

基本計画は、基本構想で示した目指す状態や、その実現に向けた取組の基本方針などを受け、各分野の現状と課題を踏まえながら、「やさしさに包まれた滝沢」の実現に向けた方向性や、実際に市民と市行政が共に取り組む具体的な施策などを体系的に示した「地域社会行動計画」です。

2 基本計画の期間

基本計画は、基本構想期間8年を前後期に区分して、令和6（2024）年度から令和9（2027）年度までの4年を前期基本計画、令和10（2028）年度から令和13（2031）年度までの4年を後期基本計画とします。

3 基本計画の構成

基本計画は、市民主体による「地域別計画」と行政が主体となる「市域全体計画」の両輪により構成します（図6参照）。それぞれの計画の期間及び趣旨並びに特徴は以下のとおりです。

（1）地域別計画

ア 計画期間

令和6（2024）年度から令和13（2031）年度までとし、令和9年度に見直しを実施します。また、地域による毎年の振り返りを推奨しています。

イ 計画の趣旨

前回の地域別計画を受け継ぎながら、滝沢市において「やさしさ」を意識しながら幸せを実感できる地域づくりを地域自らで考え、行動するための計画です。

ウ 計画の特徴

市内の11地域において、守るべき地域資源や地域づくりの方向を明確にし、地域の課題や将来像、活動プラン等が具体的かつ分かりやすい計画とします。また、全体計画以下の各地域計画については各地域にそれぞれ配付するものとし、市民一人一人が手に取り活用しやすく、親しみやすい計画を目指します。

（2）市域全体計画

ア 計画期間

前期基本計画 令和6（2024）年度から令和9（2027）年度までの4年間

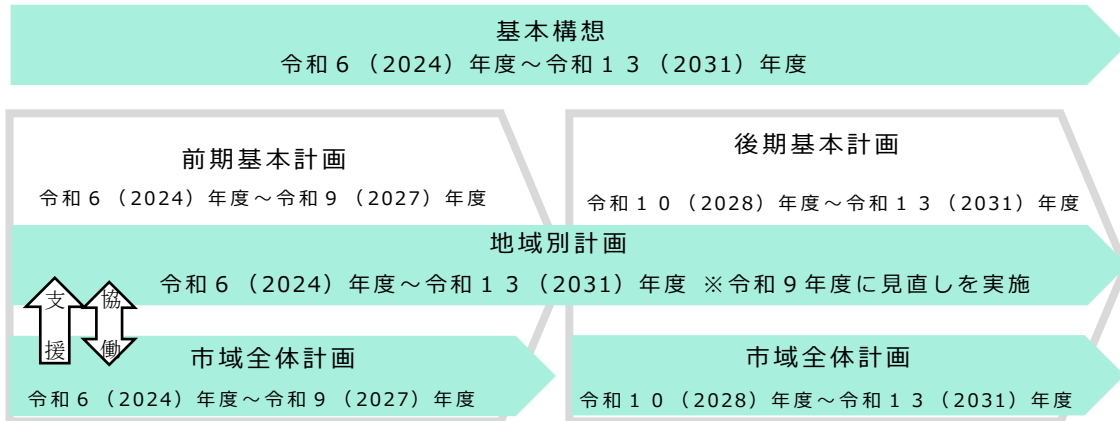
イ 後期基本計画 令和10（2028）年度から令和13（2031）年度までの4年間

ウ 計画の趣旨

やさしさに包まれた滝沢の実現に向け、主として行政が主体となり、「かかわりによる市民主体の地域づくりへの支援」及び「市民が安全・安心に暮らせる環境の整備」を推進するための行動計画です。

エ 計画の特徴

計画の中に部門別計画を内包し、政策（部）、施策（課）、実行計画という階層を設け、政策方針によって展開します。施策以下の詳細については、実行計画書を別冊として毎年度策定し、進捗管理を行います。



【図6 基本構想及び基本計画の関係図】

第2章 市域全体計画

1 市域全体計画の概要

市域全体計画は、基本構想の実現に向けて行政の行動を体系的に示した計画です。第2次滝沢市総合計画では目指す状態として「やさしさに包まれた滝沢」を掲げており、実現に向けた取組の方向性のうち、行政が主として担う分野は「かかわりによる市民主体活動を後押しできる環境づくり」と「市民生活の基盤となるセーフティネットの堅持」であると考えられます。

これらの方向性を踏まえて、令和6（2024）年度から令和9（2027）年度までの4年間の前期基本計画期間の取組を部門毎にまとめ、行政はこの取組の推進を通じて基本構想の実現を目指します。

なお、令和9年度には、社会経済情勢や生活環境等の変化、前期基本計画期間の取組を踏まえて、新たな市域全体計画（後期基本計画）を策定し、基本構想の実現に向けた取組を継続します。

2 市域全体計画が果たすべき役割

「市民主体の地域づくり活動への支援と市民生活の基盤の堅持」

前期基本計画における市域全体計画の展開は、第2次滝沢市総合計画基本構想の目指す状態である「やさしさに包まれた滝沢」に向けた取組の第一歩であり、その実現に大きく影響するものです。

本計画では、個人のライフスタイルや生きがいを重視する価値観の変容や、コロナ禍により薄れたつながりやかかわりの再構築を促し、「かかわりによる市民主体の地域づくり」に向けた支援を進め、最終年度となる令和9年度には、地域において、コロナ禍以前にも増して地域づくり活動が行われている状態を実現するとともに、それら地域づくり活動を展開するための土台となるセーフティネットの確保等、市民生活の基盤が堅持されている状態を目指します。

3 セーフティネットの考え方

セーフティネットは、国が保障する生活の最低水準のみを指すものではなく、市民と市が共に取り組む滝沢市の最低限度の生活環境基準までを含めるものです（図7参照）。

国が国民に対して保障する生活の最低水準と地域の実情を踏まえ、市民の生活のために保障しなければならないとされる最低限度の生活環境基準は次のとおりです。

（1）国が保障する生活の最低水準

憲法第25条に規定される「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」という、いわゆる「生存権」に基づき国が生活保護法により具体的権利として明らかにしたもの。生活保護法その他、憲法第25条第2項「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」の規定に基づき、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法などの各種社会福祉立法、国民健康保険法、国民年金法、雇用保険法等の各種の社会保険立法に

よる社会保障制度、更には、公衆衛生の整備についての保健所法、食品衛生法、環境基本法等の各種法律が制定され、国民の生活の最低水準に関わる基準を定めています。

(2) 市の最低限度の生活環境基準

国が定める「生存権」に関わる各種法律に加え、滝沢市民としての安全で安心して暮らせるための最低限度の生活環境基準を明らかにすることにより、滝沢市で暮らすことに幸せを感じ、愛着を持つ土台が築かれることから、市民一人一人が自ら努力することを始点として、滝沢市の最低限度の生活環境基準を満たすための市民と行政の取組（互助・共助・公助）の基本的な考えを次のとおりとします。

ア 市民の自助・互助

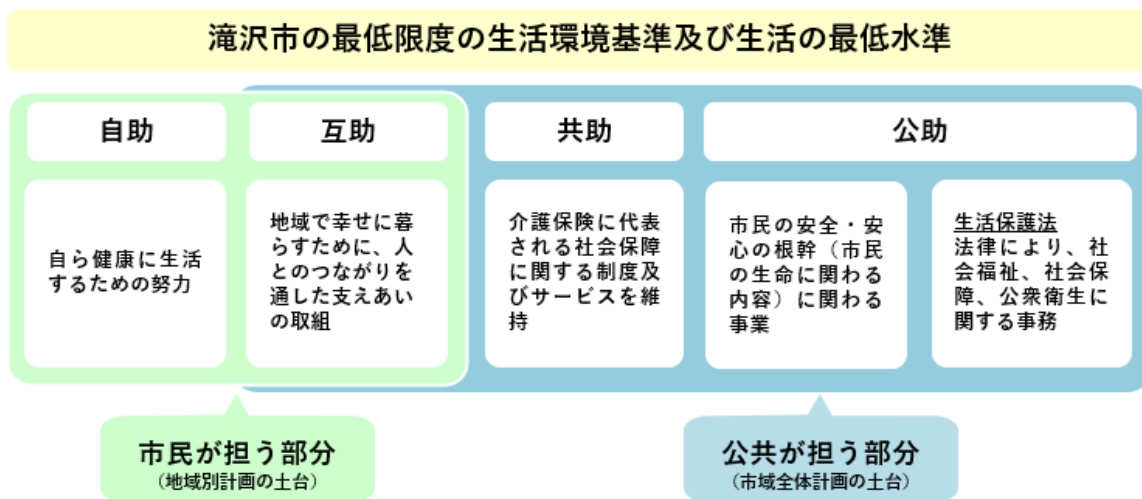
(ア) 自助 滝沢市民として、自らの努力により自らの健康を維持し、生活を支えること。

(イ) 互助 家族、隣近所、地域コミュニティなどにより、市民が互いに助け合いながら地域での生活を支えること。

イ 滝沢市による共助・公助

(ア) 共助 介護保険に代表される社会保障に関する制度及びサービスを維持すること。

(イ) 公助 国が定める生活の最低水準に関する事務の実施の他、市民が、安全・安心な市民生活を送るために必要な最低限度の生活環境基準の維持に必要とする行政サービスを実施すること。



【図7 滝沢市の最低限度の生活環境基準及び生活の最低水準】

4 市域全体計画の展開

(1) 市域全体計画の展開に当たって

市域全体計画の目標ひいては基本構想の実現に向けて、限られた経営資源を効果的かつ効率的に活用するために、前期基本計画市域全体計画では、重要な視点を定め、この視点を念頭に置いた計画を展開します。

なお、視点の設定に当たっては、次に掲げる本市の特徴、市政懇談会や幸福実感アンケート調査などによって寄せられた市民の皆さんの意向等の分析のほか、市長の選

挙公約の反映なども踏まえ、選定をする必要があります。

(2) 重要な視点を定めるための検討要素

ア 市の特徴

県都盛岡市に隣接した良好なアクセス環境、充実した都市基盤と調和のとれた豊かな自然環境という良好な生活環境を背景に、住宅都市として多くの転入者を受け入れ、人口の増加を続けてきました。県内他自治体との人口構成比較では、年少人口の割合が高く、県内では平均年齢の一番若い自治体となっています。

また、大学などの高等教育機関や各種研究機関が所在しているといった特色を有し、市内の大学に通う学生による主体的な活動や、産学官連携による取組など、若い世代の活動・活躍のフィールドの存在が本市の大きな特徴ともいえます。

イ 市民の皆さんの意見

市民が幸福感を感じる時に重視する項目は、「心身の健康」「家族関係」「自由な時間」が上位を占めています。「家族関係」や「子どもと孫の成長」、「友人関係」といった人とのかかわりに関する項目も高い値にあります。※13

また、「市政懇談会」や「市長と話そう」※14では、「やさしさ」に関わる意見の例として、「地域の人同士がつながり、お互いを思いやる雰囲気があること」、「豊かな自然環境や、きれいな環境が保たれていること」、「特色を活かした産業振興が行われていること」などが挙げられ、「やさしさに包まれたまちの状態」の例としては、「さまざまな世代の方が生き生きと過ごせる地域」、「多様なつながりのきっかけがあるまち」、「世代を越えて市民同士が支え合い、市民のつながりを市が後押ししてくれるまち」など幅広い考えが寄せられています。

重要な視点の設定に当たっては、市民の皆さんに多様な価値観があることを前提として、寄せられた意見を踏まえた検討を要します。

ウ 市民アンケート結果の活用

令和4年度市民アンケート(幸福実感アンケート)調査結果では、働く場の確保、安全・安心な暮らし、子育てなどに関する市民ニーズが高くなっています。※15

また、市では、これまで蓄積してきた市民アンケート調査結果のデータを用いて、市の将来像のAIシミュレーションを実施しました。シミュレーションでは、経済面をはじめとして、環境、子育て面を含め、全体的に幸福の度合いが向上する将来像に向かうためには、出生数や労働率といった客観的な要素の向上のみならず、市への愛着醸成や人とのかかわりに関する指標の向上、心身の健康など主観的な要素も向上させることが重要であるとの分析結果が示されています。

※13 令和4年度滝沢幸福実感アンケート報告書より。

※14 第2次滝沢市総合計画の策定に当たって、合計34回、500人を超える市民の皆さんと「市政懇談会」や「市長と話そう」を実施し、「やさしさ」や「やさしさに包まれたまちの状態」について意見交換を行ったもの。

※15 令和4年度滝沢幸福実感アンケートの暮らしの最適化条件の重要度・満足度分析結果より。調査結果は、p60、61に記載。

(3) 重要な5つの視点

視点を検討するための要素として、市民の皆さんからは、人とのかかわりや交流に関する意見を中心として、お互いを尊重しながらも、誰もが生き生きと暮らしている地域の実現へ向けた声など、様々な考えが寄せられました。

市民の皆さんに多様な価値観があることを前提としながらも、こうした思いを的確に捉え、未来を担う若い世代から高齢者まで、また本市の特徴の1つでもある大学の立地などの様々な要素を踏まえ、「やさしさに包まれた滝沢」の実現に向けて重要となる視点を5つ設定し、それらの視点に特に関連する部門を明らかにしながら、計画を展開します。

・視点1 『つながる滝沢』

家族や周囲の仲間、地域で共に活動する人のほか、多様なかかわりあいの中で信頼関係を築きながら、住民協働による住民自治の深化を目指して、人と人とのつながりの構築を進めます。

また、つながりの構築を通じて、お互いが共感し合う関係性をより深め、本市の考える「やさしさ」を実感できる環境づくりを進めます。

(特に関連する部門：市民環境部門、都市基盤部門)

・視点2 『こどもまんなか滝沢』

急速に変化する社会においても、次代を担う子どもたちが笑顔で健やかに暮らすことができるように、子どもを安心して産み育てられる子育て環境の充実に取り組むとともに、子育てをみんなで助けあいながら、家庭や地域が一体となって子どもの成長を後押ししていくこどもまんなかの地域社会の創出を目指します。

(特に関連する部門：健康こども部門、教育文化部門)

・視点3 『いきいき滝沢』

多様なライフスタイルが尊重される中、子どもから高齢者まで、また障がいのある方もない方もそれぞれが共に支え合い、健やかに安心していきいきと暮らせる取組を進めるとともに、生きがいややりがいがある環境づくりを進めます。

(特に関連する部門：健康こども部門、福祉部門、教育文化部門)

・視点4 『まなぶ滝沢』

岩手県立大学や盛岡大学が立地している本市の特徴を活かし、門前町構想※16の深化を図りながら、高等教育機関の専門的な知見を生かした学びの機会創出のほか、社会に出たあともそれぞれが必要なタイミングで学びなおしに取り組むリカレント教育の振興など、市民の皆さんの学びにつながる環境づくりを進めます。

(特に関連する部門：経済産業部門、教育文化部門)

※16 岩手県立大学初代学長である故西澤潤一氏による構想。「大学を創設するだけでなく、大学を中心としたまちづくりを進め、産業集積をめざすこと」を大学開学前より提唱していた。

・視点5 『はたらく滝沢』

本市の特徴でもある若い世代の存在に加え、大学が立地している本市の特徴を生かして、市内に働く場を創出するための取組を進め、若者を中心とした市民の皆さんが、自分らしく働くことができる環境づくりを進めます。

(特に関連する部門：経済産業部門)

(4) 実行に向けた取組

これらの視点を実行するための取組として、次年度における政策展開の基礎として毎年策定する市長の単年度の方針に、5つの重要な視点に基づいた取組方針等を定めます。

あわせて、部門別計画の各施策に紐付く実行計画事業の中から、重要な5つの視点に特に関連する事業を重点事業として選定し、毎年度策定する「実行計画書兼事業説明書」及び「事業実績報告書」において、重点事業として選定した事業の計画及び実績を明らかにしながら、5つの重要な視点を踏まえた事業展開の実効性を高めます。

(5) 事務事業の展開手法

実行計画事業以外の体系外事業も含めた全ての事務事業の展開に当たっては、社会情勢や環境変化、市民ニーズを捉える意識に加えて、本市の特徴や強みを積極的に生かす発想を取り入れていくことが重要と考えます。

本総合計画策定に当たっての基本的指標分析では、本市の人口動態を踏まえた考え方として「若者の流出を食い止め、活力ある持続可能なまちづくりを展開するためには、滝沢で生まれ育った人や、市にかかわりのあった若い世代の人たちが自分らしさを発揮できるような環境をつくり、戻ってくるのできる場所、または住みたい場所として滝沢市が選ばれるようにしていくことが重要」としています。

こうした考え方を踏まえ、事務事業の目的や性質を十分に勘案しながら、前期基本計画では次の2項目を展開手法として全ての事務事業を推進します。

また、全庁横断的に展開手法を意識した取組を推進するため、展開手法に関する企画調整及び司令塔的な役割を担う部署を設置し、積極的な事務事業の展開を推進します。

ア 未来を担う若い世代×自分らしさの発揮 「若者の活躍推進」

本市には岩手県立大学と盛岡大学が所在しているほか、県内自治体の中でも若い世代が多いことなど、学生のみならず、若い世代の存在が本市の強みであると捉えています。この強みを生かし、人とのつながりづくり等を通じた若者定住の推進と展開をこれまで図ってきました。

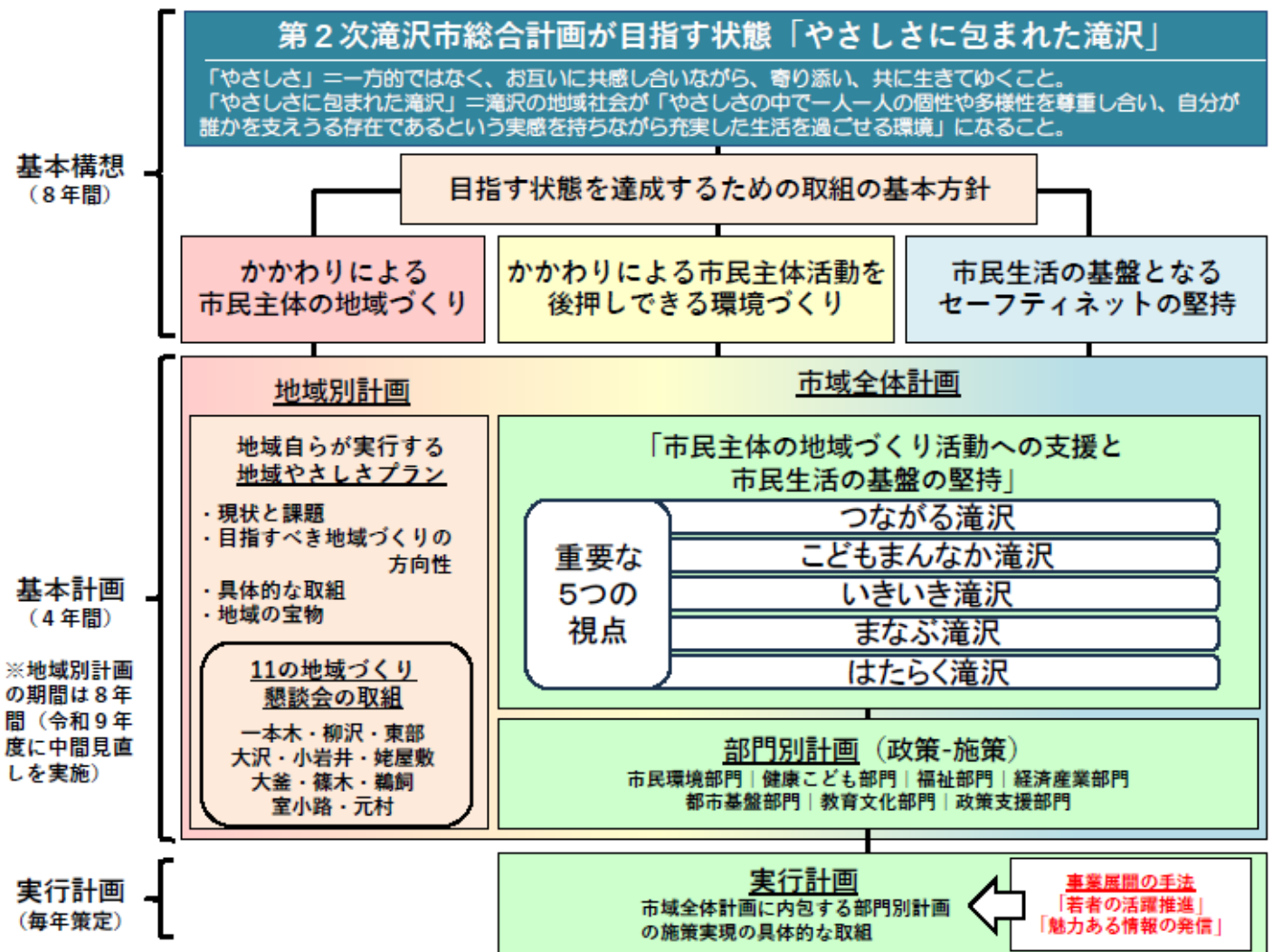
一方で、若い世代にとっては、仕事の間や定住環境といった生活の基盤となる視点に加えて「自分が望む生き方が実現できる環境」への重要性が増しています。

このことを踏まえ、引き続き本市の強みを生かしたまちづくりを意識し、若い世代が定住できる環境づくりを進めるとともに、若い世代の活躍にも焦点を当てた事業の展開を図ります。

イ コミュニケーション手段の多様化×人と人とのかかわり 「魅力ある情報の発信」

デジタル化の浸透や人々の価値観の多様化も相まって、人と人とのコミュニケーション手段やかかわり方は変化しており、今後も様々な媒体や方法が広がるものと考えられます。

こうした変化の状況を見極めながら、適切な媒体等の活用をはじめとした効果的な取組を進めます。さらには、これまでの情報発信に加えて、市の魅力やつながりづくりに資する情報発信により、市への愛着を醸成するだけでなく、人と人のかかわりの機会づくりへも繋げることを目指します。



【図8 第2次滝沢市総合計画基本構想と前期基本計画の関連図】

5 SDGsとの一体的な取組の推進

(1) めざす地域の姿とSDGs目標との関連性

本総合計画基本構想では、経済・社会・環境などのうち、市が市民とともに取り組むことが可能な分野における課題の解決に向けて、SDGsと市の施策との関連性を明らかにしながら、一体的な取組を推進することとしています。

市民、市及び議会が共に実現に向けた取組に努めることとされているめざす地域の姿と、経済発展だけではなく社会や環境の問題解決にバランスよく取り組むSDGsが目指す社会像は、その理念、目指す方向性、実現手段など類似事項が多くあることから、関連性を整理した上で一体的な取組を展開します。

そのため、本市域全体計画では、内包する部門別計画において、めざす地域の姿及びSDGsの実現に向けて特に関連の深い部門を整理・関連付け※17、市域全体計画の展開により、SDGs目標の達成に向け、取組の着眼点を踏まえた市の寄与が明らかとなるような計画展開を進めます。

(2) SDGs 実現への寄与に関する評価の実施

市域全体計画の展開による本市域におけるSDGs目標の達成への寄与に関する評価については、前期基本計画期間中の総合的な評価の実施にあわせて、めざす地域の姿、取組の着眼点を踏まえた取組に対する評価等を取りまとめるものとします。

6 財政運営の方針

市では、これまで歳入の確保、財源の重点的かつ効果的な配分、事業全般の見直しなどを行いながら、健全な財政運営に取り組み、第1次滝沢市総合計画を推進してきました。

第2次滝沢市総合計画においても、5つの視点に関連する重点事業をはじめ各事業を推進し、市の諸課題に対応するとともに、デジタル・トランスフォーメーション(DX)※18の推進等の社会経済活動の変化に臨機応変に取り組み、歳入の確保、財源の重点的かつ効果的な配分により、健全な財政運営を行います。

しかしながら、今般の原油価格・物価高騰等の国際・社会情勢の変化により、市内の企業活動や市民の皆さんの暮らしは大きな影響を受けており、今後も先行きが不透明な状況が続くものと思われ、市の財政運営にも大きな影響を及ぼすことが考えられます。

これらのことを踏まえ、第2次滝沢市総合計画を推進するに当たっては、次の方針に基づいて、次世代につながる健全な財政運営を目指します。

歳入については、高位で推移している市税等の収納率の維持に努め安定的な自主財源の確保に取り組み、かつ、国の動向等を十分に見極めながら、積極的に国、県の補助制度や財政措置のある市債を活用するとともに、歳入拡大の可能性を検討します。

歳出については、各事業の効果、緊急性等から優先的に取り組むべき事業の選択と集中により、既存事業の見直しを図りながら、限られた歳入を有効に活用します。

次に、中長期的な展望に立った計画的な財政運営を推進するため、将来の財政見通しについて推計を行い、後年に多大な財政負担が生じることのないよう財政負担の軽減・平準化に努めるとともに、市の諸課題に対応するための市債の借入については、著しく

※17 p62～65にめざす地域の姿及びSDGs目標(ゴール)との関連を整理した表を掲載。国の関係各省庁が参考資料として示している「私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標)－導入のためのガイドライン－(2018年3月版(第2版))」(自治体SDGsガイドライン検討委員会編集)に記載されている、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG(United Cities and Local Governments)が示した内容を日本語訳したものを取組の着眼点とし、めざす地域の姿との関連性を整理している記載したもの。

※18 情報通信技術の活用の浸透により、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

市債残高が増加することのないよう必要とする建設事業の実施時期を見極めながら借入を幅広く検討します。また、将来的に見込まれる大規模事業等及び自然災害、感染症等不測の事態による財政状況の悪化に備えて基金の現在高を確保し、併せて基金の運用収入の向上を図るため、債券等による効率的な運用を検討します。

なお、この方針については毎年度その時点における財政状況を勘案して見直し、中期財政運営方針として策定・公表をしていくこととしています。

7 土地の利用に関する計画

(1) 土地利用の現状

本市は、市域182.46㎢で、おおむね東西14km、南北20kmの長形となっています。市の中央部に奥羽山脈の支系が走り、それを境として南部・東部は田園、宅地、北部・西部については森林と畑、酪農地を中心とした土地利用形態となっています。

利用用途別には、山林や原野等が74%、次いで農用地が20.3%、宅地5.7%となっており、宅地需要に対応する形で宅地が増加しています。

本市は、盛岡広域都市計画区域に属し、市域の約35%が都市計画区域に指定されています。都市計画区域内の市街化区域は726ha(11.2%)となっており、道路・公園・下水道などの都市基盤整備と、民間開発の誘導等による面的な市街地整備を推進しています。また、市街化区域726haのうち住宅系用途区域が655ha(90.2%)と、宅地需要に対応した用途設定となっています。

(2) 土地利用に関する基本的な視点

第2次滝沢市総合計画で掲げる将来像である「やさしさに包まれた滝沢」を念頭に置いた土地利用のため、以下のような将来的な視点を持ちながら、全体として調和のとれたまちづくりを進めます。

ア 人々が集まり交流できる環境の整備

安全安心な居住空間の形成や、日常的な生活サービスを提供する商業、業務、行政、医療・社会福祉、教育の各機能強化を図り、市内外から人が集まり交流する環境を整えます。

イ 技術・産業の拠点形成

岩手県立大学及び滝沢市IPUイノベーションセンター周辺や滝沢中央スマートインターチェンジ周辺等、大学立地や交通条件を生かした産業拠点の形成に向けた検討を進めます。

ウ 自然を活かした生活

生物多様性や生態系の維持、カーボンニュートラル※19、防災的な機能維持等の観点に加え、田園景観・牧歌的景観等にも配慮した自然環境・景観の保全を図ります。

※19 温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにすること。国では2050年までのカーボンニュートラルの達成を目指しています。

(3) 土地利用の基本方針

本市においては、歴史や文化、産業など、地域の特色があります。地域の活性化を考える上では、各地域の特色を活かし、良い部分を伸ばしていくことが、土地利用の観点からも重要です。

したがって、本市の土地利用を進めるに当たっては、各地域の特色を重要な要素として活かしつつ、市全体として調和のとれた、秩序ある土地の利用を行うことが求められます。

このことから、土地利用に関しては、次に挙げる基本方針と、国土利用計画滝沢市計画を柱に、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法及び森林法等の各個別法との調整を図ることで、秩序ある土地利用を進めます。

- ①農地 農業の経営形態等が多様化しているなか、農地集積により耕作放棄地の発生を抑制するとともに、地域や農家の実情に応じた経営支援や農地のゾーニング、スマート農業の取組等により、優良農地の将来にわたる効率的な保全に努めます。
- ②森林 土砂災害防止機能・土壌保全機能、生物多様性保全機能、二酸化炭素の吸収等の地球温暖化の緩和に寄与する機能、水源涵養機能等、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮できるよう維持管理を図ります。
- ③工業 滝沢市IPUイノベーションパーク周辺のICT等技術集積拠点としての強みを活かし、「産学官連携」の更なる推進につながるよう、用地拡大を図りながら、引き続き企業誘致活動に取り組みます。また、滝沢中央スマートインターチェンジの周辺については、国、県と連携し、周辺道路環境の整備等を検討しながら、交通の利便性を生かした産業拠点の在り方について検討します。
- ④商業 市役所周辺を対象とした「中心拠点地区」について、中心拠点地域コンセプト「結のまち滝沢」に沿って都市機能を集約し、利便性を高めます。また、地元の住民のみならず、市外からも様々な人が集まり交流する環境整備を進め、中心拠点を核に滝沢への人の流れを創ることで、地域経済の活性化、雇用の拡大等につなげます。
- ⑤住宅地 本市の今後の人口動向を捉えながら、都市と自然が調和した良好な住環境の形成を進め、移住や定住の促進を図ります。未利用地や残存農地については、市民のライフスタイルや家族形態等の観点から、用途地域の変更を含めた適正な土地利用を推進します。
- ⑥道路 市道については、「滝沢市の道路整備計画」に基づき、優先順位を意識した維持管理、整備を推進します。また、基幹道路としての機能を有している国県道についても、国、県と連携しながら、道路環境の整備等について協議、要望します。
- ⑦水面・河川・水路 水面・河川・水路については、防災機能の維持を最重要事項としながらも、ゆとりある水辺空間の形成や、生物多様性等環境面にも配慮した保全に努めるとともに、市管理河川等の治水対策及び親水機能保全等を計画的に推進します。

8 部門別計画

部門別計画では、滝沢市自治基本条例に定める「めざす地域の姿」と、第2次滝沢市総合計画基本構想が目指す状態として掲げる「やさしさに包まれた滝沢」の実現に向けて、部門ごとの計画を策定し、政策を展開します。

部門計画の中では、各部門計画が目指すまちの姿や、その姿に向けた取組と関連する指標、取組を進めるための政策体系等について示しています。

部門計画の記載内容は、次のとおりです。

(1) 部門のビジョン

各部門が4年間で目指すまちの姿（＝ビジョン）を表し、その設定理由を付しています。また、ビジョンを政策名称として定めています。

(2) 部門のミッション

目指すまちの姿の実現に向けて、各部門が4年間で取り組む内容（＝ミッション）や手段を簡潔に表し、その設定理由を付しています。

(3) 「めざす地域の姿」との関連性

部門計画の展開が、滝沢市自治基本条例第5条の「めざす地域の姿」の実現性に特に関連している項目を記載しています。

(4) 部門の進捗に関連する指標

部門が4年間で目指すまちの姿に向けた進捗度合や取組の効果の測定を行い、効果的な計画展開を期すことを目的とし、各部門計画の進捗に関連する指標を設定理由とともに記載しています。また、令和5年度測定値を基準値とし、前期基本計画の最終年度である令和9年度の目標値についても、設定しています。

なお、この指標は、幸福実感アンケート調査で測定している項目の中から選定し、記載しています。

(5) 部門を構成する政策と施策

部門のビジョンを政策とし、その政策の実現手段となる施策を体系化し記載しています。また、各施策には4年間で主に取り組む内容及び施策所管部署も記載しています。

なお、施策の展開などの詳細については、環境の変化等に柔軟に対応しながら進めていく必要があることから、毎年度策定する実行計画書兼事業説明書及び事業実績報告書において、展開方針及び実績評価を示し、環境の変化に対応した見直しを適時行いながら施策展開を進めます。

(6) 実現に寄与するSDGsの目標（ゴール）

めざす地域の姿とSDGs目標との関連性を整理した市域全体計画の展開に当たり、部門計画を展開することによって、その実現に寄与するSDGs目標をアイコンにより示しています。

(1) 部門が目指す4年後のまち（ビジョン＝政策名称）

やさしさと絆で結ばれた、みんなで支え合い共に行動するまち

【設定理由】

お互いを思いやり個性や多様性を尊重し合うとともに、つながりによる絆を深めながらお互いを支え合い、市民一人一人が安全で安心な住み良い地域の未来を考え、共に行動しているまちを目指します。

(2) 部門が4年間で取り組むこと（ミッション）

人がつながる仕組みづくりと持続可能な地域活動の支援

【設定理由】

自らが暮らす地域をより良くするため、将来にわたって地域活動が持続可能となるよう、様々な地域活動にかかわる人や団体を繋ぐ仕組みづくりを進めるとともに、あらゆる世代がかかわり共に支え合い行動するための環境づくりを支援します。

(3) 部門の展開に特に関連する「めざす地域の姿」

- ・岩手山を背景とした景観を守り、恵まれた自然と調和した地域
- ・みんなで考え、話し合い、共に行動し、絆で結ばれた地域
- ・地域の防災・防犯対策が充実し、誰もが快適な生活を実感し、安全・安心に暮らせる地域
- ・年齢・性別に捉われず、誰もが参加しやすい地域

(4) 部門の進捗に関連する指標

地域とつながっていると感じている人の割合

【基準値】令和5年度 42.7% → 【目標値】令和9年度 45.1%

【設定理由】

「市民主体の地域づくり」、「安全・安心なまちづくり」、「良好な生活環境づくり」、「信頼される窓口づくり」など様々な施策展開の場面において、住み良い環境づくりや持続可能な地域活動の支援を推進するうえで「人とのつながり」、「支え合い」など、地域とのつながりは重要要素であるため指標として設定しています。

1 市民環境部門

(5) 部門を構成する政策と施策

政策：やさしさと絆で結ばれた、みんなで支え合い共に行動するまち

施策1：つながり支え合う、市民主体の地域づくり

【この施策が4年間で主に取り組む内容】

- ・互いを尊重し支え合い自分らしく輝ける社会づくり
- ・市民主体の地域づくりの推進
- ・市民活動拠点によるにぎわいの創出

所管：市民環境部地域づくり推進課

施策2：安全で安心できるまちづくり

【この施策が4年間で主に取り組む内容】

- ・災害に強いまちづくりの醸成につながる連携の推進
- ・消防団活動の強化、充実及び常備消防の維持と連携の推進
- ・自主防災組織の活動支援と連携の推進
- ・交通事故及び犯罪の減少による安全なまちの構築

所管：市民環境部防災防犯課

施策3：自然と共生し、資源を大切にす生活環境づくり

【この施策が4年間で主に取り組む内容】

- ・脱炭素社会に向けた気候変動緩和策の推進
- ・豊かな自然と生物多様性の保全
- ・資源循環に配慮したごみ減量化の推進
- ・快適な生活環境対策と環境活動の推進

所管：市民環境部環境課

施策4：環境変化に対応し、安心して信頼される窓口づくり

【この施策が4年間で主に取り組む内容】

- ・デジタル技術を活用したオンラインサービスの推進
- ・誰にもやさしい窓口の推進
- ・高度な知識の習得による、専門性の高い人材の育成
- ・情報セキュリティの維持及び個人情報保護の徹底

所管：市民環境部市民課・東部出張所

(この部門が実現に寄与するSDGsの目標(ゴール))



(1) 部門が目指す4年後のまち（ビジョン＝政策名称）

こどもから大人まで安心して暮らし、健やかに成長できるまち

【設定理由】

「心身の健康」は誰もが望むことであり、いくつになっても健康に関心を持ち、身体的、精神的に成長することで生きがいくつくりにもつながります。また、未来を担うこどもの健やかな成長は、保護者はもちろん、地域全体の願いです。地域で子育てを支える機運を高め寛容性の向上を図ることは、社会全体が成長していくことでもあります。このように、全ての年代の人が安心して暮らし、健康で成長できるまちを目指します。

(2) 部門が4年間で取り組むこと（ミッション）

市民の健康保持と子育て世代や若者の社会活動への参画の推進

【設定理由】

市民が安心して暮らし、生涯にわたって健康づくりができる仕組みづくりを進めていきます。また、令和5年4月のこども家庭庁の発足により、こどもまんなか社会を実現するため、こどもの権利を守ることや子育て家庭への支援などが強化されました。このため結婚・妊娠前から、こどもや子育てに関心を持てるような社会参加の機会を提供していきます。

(3) 部門の展開に特に関連する「めざす地域の姿」

- ・保健・福祉・医療が充実し、誰もが安心して元気に暮らせる地域

(4) 部門の進捗に関連する指標

①自身が心身ともに元気と感じている人の割合

【基準値】令和5年度 56.3% → 【目標値】令和9年度 59.0%

②こどもが大切に育てられていると感じている人の割合

【基準値】令和5年度 79.0% → 【目標値】令和9年度 83.0%

【設定理由】

市民の幸せに重要な要素のひとつに「健康」が挙げられており、心身の健康が保たれ安心して暮らせることが、やさしさや寛容性を持つことにもつながります。「こどもまんなか滝沢」の実現のため、これから子育てをする人や子育て中の人、それを包む地域の人も一体となって子どもたちを育てることが必要です。これらのことから「健康」と「こども・子育て」に関することを指標として設定しています。

2 健康こども部門

(5) 部門を構成する政策と施策

政策：こどもから大人まで安心して暮らし、健やかに成長できるまち

施策1：健康意識と行動を変える健康づくりの総合企画

【この施策が4年間で主に取り組む内容】

- ・市民の健康づくり意識の醸成
- ・健康行動につながる機会の提供
- ・健康づくりを支える社会環境の整備と活用
- ・地域医療体制の維持・充実のための医療機関等との連携

所管：健康こども部健康づくり課

施策2：こどもが安心して暮らせる環境づくり

【この施策が4年間で主に取り組む内容】

- ・多様な子育て支援サービスの質と量の充実
- ・ひとり親の支援と子育てに係る経済的負担の軽減
- ・こどもの居場所づくりと環境改善

所管：健康こども部子育て課

施策3：妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の強化

【この施策が4年間で主に取り組む内容】

- ・妊娠期から子育て期までの切れ目ない相談・支援の実施
- ・思春期における生命・人権を尊重する意識を育む取組の継続
- ・児童虐待の未然防止のための関係機関との連携強化

所管：健康こども部こども家庭センター

施策4：安心して暮らせる社会保険制度の推進

【この施策が4年間で主に取り組む内容】

- ・医療制度の適正かつ円滑な運営と実施
- ・年金相談の実施による経済的基盤確保の支援
- ・安心して医療を受けるための医療費給付事業の充実

所管：健康こども部保険年金課

(この部門が実現に寄与するSDGsの目標(ゴール))



(1) 部門が目指す4年後のまち（ビジョン＝政策名称）

誰もが自分らしい暮らしと生きがいをもてるまち

【設定理由】

人びとの暮らしや地域のあり方が多様化している中、地域に生きる一人一人が尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現を目指します。

(2) 部門が4年間で取り組むこと（ミッション）

分野を超えた包括的な相談支援と支え合う地域づくりの推進

【設定理由】

人口減少・少子高齢化がさらに進展し、経済情勢の変化や個人の価値観の多様化、グローバル化などにより、家族機能の低下や地縁・血縁・社縁による助け合いの基盤が弱まってきている中、分野ごとの『縦割り』の制度では複合化・複雑化した生活課題への対応が困難となっており、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、包括的な相談支援と支え合う地域づくりを推進するものです。

(3) 部門の展開に特に関連する「めざす地域の姿」

- ・保健・福祉・医療が充実し、誰もが安心して元気に暮らせる地域

(4) 部門の進捗に関連する指標

老後が不安なく暮らせると感じている人の割合

【基準値】令和5年度 16.2% → 【目標値】令和9年度 18.2%

【設定理由】

高齢者、子ども、障がい者、生活困窮者など分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超越して、人と人、人と社会がつながり、高齢になっても一人一人が生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティの醸成をはかるための指標として設定しています。

3 福祉部門

(5) 部門を構成する政策と施策

政策：誰もが自分らしい暮らしと生きがいをもてるまち

施策1：住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現

【この施策が4年間で主に取り組む内容】

- ・ 包括的な相談支援体制の構築や福祉サービス等の充実
- ・ 地域福祉活動の担い手育成や支え合いの心を育てる啓発の推進
- ・ 障がいの有無に関わらず、お互いを尊重し支え合う地域福祉の醸成
- ・ 民生委員・児童委員や関係機関等のネットワークの強化

所管：福祉部地域福祉課

施策2：生活困窮者が安定した暮らしができるようにするための支援の推進

【この施策が4年間で主に取り組む内容】

- ・ 関係機関との連携による生活保護受給者への支援の強化
- ・ 関係機関との連携による生活困窮者各事業利用者への支援の強化
- ・ 多様複雑化した問題を抱える人を円滑に支援できる人材の育成

所管：福祉部生活福祉課

施策3：自分らしく暮らせる長寿社会の実現

【この施策が4年間で主に取り組む内容】

- ・ 高齢者が尊厳を保持し能力に応じ自立して生活できる取組の推進
- ・ 高齢者が興味をもちやりたいことができるようにする取組の推進
- ・ 介護保険の安定的な運営
- ・ 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第9期）の展開

所管：福祉部高齢者福祉課

施策4：高齢者が地域で暮らし続けられるための支援の推進

【この施策が4年間で主に取り組む内容】

- ・ 地域包括支援センターの機能強化
- ・ フレイル予防の推進と、主体的な介護予防の活動支援
- ・ 医療と介護の連携強化及び認知症地域支援の充実
- ・ 日常生活に必要な地域での支えあいの仕組みづくりの推進

所管：福祉部地域包括支援センター

(この部門が実現に寄与するSDGsの目標(ゴール))



(1) 部門が目指す4年後のまち（ビジョン＝政策名称）

様々な産業の活性化が繋がり広がるまち

【設定理由】

地域の産業に関わる方々が活動しやすい、挑戦しやすい環境をつくることで、1次産業、2次産業、3次産業など様々な分野において産業の活性化に繋がる取組が生まれ、これら一つ一つの取組を繋ぐことで、連携が生まれ、分野を超える大きな産業の活性化へと広がる取組を推進します。

(2) 部門が4年間で取り組むこと（ミッション）

人材育成と公民連携、誘致等の更なる推進とチャレンジの創出

【設定理由】

滝沢市の優位性を生かし、大学、研究機関、農業者、企業等の連携を更に促進し、人材育成を進め、技術、知識を生かした取り組みを推進します。また、これら人材育成、公民連携、誘致等の取り組みを推進し、さらには発信することで、様々な人がチャレンジしやすい環境を創ります。

(3) 部門の展開に特に関連する「めざす地域の姿」

- ・ 地域資源を活かし、産業を育成し、誰もが働きやすい地域

(4) 部門の進捗に関連する指標

①現在の仕事に満足している人の割合

【基準値】令和5年度 48.5% → 【目標値】令和9年度 53.0%

②活躍している若者が多いまちであると感じている人の割合

【基準値】令和5年度 20.4% → 【目標値】令和9年度 24.0%

【設定理由】

経済産業部門は市民の雇用の確保、所得の向上を目指している部門であり、市民の雇用の確保、選択の広がり、所得の向上が仕事に対する満足につながるということから、「現在の仕事に満足している人の割合」を指標として設定しています。また、若者が活躍できる環境づくりが将来的な産業の活性化に繋がると考えることから「活躍している若者が多いまちであると感じている人の割合」を指標として設定しています。

4 経済産業部門

(5) 部門を構成する政策と施策

政策：様々な産業の活性化が繋がり広がるまち

施策1：連携による観光産業の創出及び競争力のある物産振興と安心して働く環境の整備

【この施策が4年間で主に取り組む内容】

- ・滝沢市観光物産協会と連携、協力による観光産業の推進
- ・チャグチャグ馬コの保存と活用による観光振興
- ・特産品開発への支援とふるさと納税制度を活用した物産振興
- ・雇用確保支援事業の実施
- ・高齢者の就労促進による活力ある地域社会づくり

所管：経済産業部観光物産課

施策2：ICT関連を中心とした産業集積の促進と産学官連携による人材育成、地域産業の活性化

【この施策が4年間で主に取り組む内容】

- ・ICT産業集積を目指し、イノベーションパーク拡張の具体的検討
- ・IT企業の誘致推進による盛岡広域都市圏におけるICT産業の拠点化
- ・滝沢市産業振興条例に基づいた市内商工業者の振興
- ・産学官連携によるIT企業人材・地域DX人材の育成支援

所管：経済産業部企業振興課

施策3：多様な連携による若者が活躍できる環境づくりと価値創造

【この施策が4年間で主に取り組む内容】

- ・学生を切り口に若者を応援する「学生応援プロジェクト」の実施
- ・学生や若者の人材育成事業等地域や企業と連携した取組の推進
- ・若者の「自由な発想」により、若者自らが価値を生むための取組支援

所管：経済産業部若者活躍推進室

施策4：新たな担い手育成や環境保全による持続可能な農林水産業の推進

【この施策が4年間で主に取り組む内容】

- ・担い手育成・確保や農地集積・集約の推進、基盤整備の促進
- ・農商工連携による6次産業化や農産物の高付加価値化の推進
- ・相の沢牧野の活用による畜産農家の経営基盤強化の促進
- ・森林環境譲与税を活用した適正な森林管理の促進
- ・鳥獣被害防止対策の強化

所管：経済産業部農林課

(この部門が実現に寄与するSDGsの目標(ゴール))



(1) 部門が目指す4年後のまち（ビジョン＝政策名称）

ひとにやさしく、誰もが快適かつ安全・安心に暮らせるまち

【設定理由】

市民の理解や共感を得ながら、豊かな自然と調和のとれた生活基盤の整備や維持を計画的に行うことにより、ひとにやさしく、快適で、安全・安心に暮らすことができる住みやすいまちづくりを推進します。

(2) 部門が4年間で取り組むこと（ミッション）

市民の暮らしを支える生活基盤の整備・維持の推進

【設定理由】

道路、河川、都市公園、上下水道など、市民生活の基盤となる施設の整備・維持管理等を計画的に推進し、快適で、安全・安心に暮らせる環境づくりに取り組みます。また、市民の理解と共感を得られるよう情報発信に取り組むほか、事業の持続性確保に向け、課題解決に向けた産学官連携による情報共有の実施、新技術による業務効率と精度の向上、上下水道施設の強靱化と省エネルギー化等を図るとともに、技術力向上と専門的知識の蓄積による技術継承など人材の育成を図ります。

(3) 部門の展開に特に関連する「めざす地域の姿」

- ・岩手山を背景とした景観を守り、恵まれた自然と調和した地域
- ・みんなで考え、話し合い、共に行動し、絆で結ばれた地域
- ・地域の防災・防犯対策が充実し、誰もが快適な生活を実感し、安全・安心に暮らせる地域
- ・年齢・性別に捉われず、誰もが参加しやすい地域

(4) 部門の進捗に関連する指標

滝沢市は住みやすい市だと感じている人の割合

【基準値】令和5年度 68.3% → 【目標値】令和9年度 72.0%

【設定理由】

「ひとにやさしく誰もが快適かつ安全・安心に暮らせるまち」の実現は、市民生活の基盤である住みやすい住環境を維持することを目指しています。道路や公園、上下水道など生活基盤の整備・維持管理を着実に推進することによって、住みやすい市だと感じる市民の割合も増加すると考えられることから、市民の暮らしを支える生活基盤の整備・維持の進捗を示す指標として、滝沢市は住みやすい市だと感じている人の割合を設定しています。

5 都市基盤部門

(5) 部門を構成する政策と施策

政策：ひとにやさしく、誰もが快適かつ安全・安心に暮らせるまち

施策1：活力ある都市づくりの推進

【この施策が4年間で主に取り組む内容】

- ・地域公共交通の維持及び利便性向上と交通施設の適正な管理
- ・まちづくり活動の拠点となる中心拠点地域の整備促進
- ・雇用や活力を生む産業拠点形成に係る土地利用計画の推進
- ・空き家対策を中心とした住宅環境改善施策の推進

所管：都市整備部都市政策課

施策2：計画的な道路整備と維持管理の推進

【この施策が4年間で主に取り組む内容】

- ・市内の地域間を安全かつ円滑に移動できる道路ネットワークの構築
- ・中心拠点形成に向けた幹線市道の整備の推進
- ・市民・除雪業者・市の三者協働除雪の浸透と展開
- ・計画的な老朽化対策と適正な維持管理

所管：都市整備部道路課

施策3：河川及び公園の計画的な整備・改修と維持管理の推進

【この施策が4年間で主に取り組む内容】

- ・交付金や補助金等財源を確保した河川整備の計画的な推進
- ・準用河川及び普通河川等法定外公共物の適正な維持管理
- ・住民協働の取組を推進した公園管理と計画的な公園施設改修
- ・国、県が所掌する砂防事業等、治水施設の整備促進に係る連携

所管：都市整備部河川公園課

施策4：上下水道事業の健全かつ持続可能な経営と理解促進のための情報発信

【この施策が4年間で主に取り組む内容】

- ・財政の健全化
- ・利用者に密着したサービスの向上
- ・事業運営への参画意識醸成のための広聴広報の充実
- ・人材育成と組織力の強化
- ・官民連携及び広域連携による業務効率化の検討

所管：滝沢市上下水道部経営課

施策5：安心・安全かつ強靱な上下水道施設の整備と自然環境保全及び水循環の推進

【この施策が4年間で主に取り組む内容】

- ・水源の保全と適正な水質管理の継続
- ・水道施設更新計画策定と施設耐震化の促進及び漏水防止対策の継続
- ・不明水対策を含めた下水道施設の適正な維持管理
- ・下水道施設の更新・改築の中長期計画の策定
- ・市街地等の浸水対策の推進

所管：滝沢市上下水道部施設課

(この部門が実現に寄与するSDGsの目標(ゴール))



(1) 部門が目指す4年後のまち（ビジョン＝政策名称）

学びにより充実した人生を送ることができるまち

【設定理由】

市民の誰もが生涯にわたりそれぞれのステージで学ぶことができる環境が整っていることは、充実した人生を送るうえで重要です。そのために、子どもたちの学習環境をはじめ、すべての世代が教育や文化によって心豊かに暮らすことができる環境の充実を図ることで、市民一人一人が充実した人生を送ることができるまちを目指します。

(2) 部門が4年間で取り組むこと（ミッション）

学びあいの場の創出と学びの基盤整備

【設定理由】

すべての世代を対象とした、スポーツ・文化芸術などを含めた学びあいの場の創出や、子どもたちの学校教育環境の整備は、心豊かな生活を送るうえで重要です。そのために、人と社会とのつながりが感じられる「学びあいの場」や、多種多様な「学びの場」を創出します。また、未来を担う子どもたちが伸び伸びと学校生活を送るために必要となる安全安心な教育環境を整備し、学校教育の充実を図ります。

(3) 部門の展開に特に関連する「めざす地域の姿」

- ・ 学校・家庭・地域の連携により教育環境が充実し、誰もが生涯にわたって学べる地域
- ・ 歴史・伝統を守り、文化を創造する地域

(4) 部門の進捗に関連する指標

①子どもの教育について、学校、家庭、地域の連携があると 感じている人の割合

【基準値】令和5年度 59.0% → 【目標値】令和9年度 63.0%

②趣味や特技を披露できる機会が地域にある人の割合

【基準値】令和5年度 13.8% → 【目標値】令和9年度 17.0%

【設定理由】

市民の生きがいや心の豊かさの増進につながる「学びにより充実した人生を送ることができるまち」を実現するためには、学校、家庭、地域が連携・協働した教育環境の創出により、地域が人を育て、人が地域をつくる好循環が形成されることや、多様な学びが地域に活かされる場があるということが大切であることから、上記の2つの指標を設定しています。

6 教育文化部門

(5) 部門を構成する政策と施策

政策：学びにより充実した人生を送ることができるまち

施策1：安全安心でいきいきと学習できる教育基盤の充実

【この施策が4年間で主に取り組む内容】

- ・ 学校施設等の老朽化に伴う修繕実施と長寿命化（改修）の検討
- ・ 学校規模の適正化についての検討
- ・ 経済的に困窮している世帯への支援による就学機会の確保
- ・ 学校のICT環境の充実
- ・ 学校衛生委員会の開催等による教職員の安全と健康の確保

所管：教育委員会事務局教育総務課

施策2：「生きる力」を育む学校教育の充実

【この施策が4年間で主に取り組む内容】

- ・ ICTを活用した「主体的・対話的で深い学び」の推進
- ・ 郷土を愛する児童生徒を育む「滝沢魅力学」の推進
- ・ 児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」の推進
- ・ 「滝沢市部活動ガイドライン」に基づく適切な部活動の推進

所管：教育委員会事務局学校教育指導課

施策3：生涯にわたる学びの支援とスポーツの推進

【この施策が4年間で主に取り組む内容】

- ・ 学びプランたきざわに基づく生涯学習とスポーツの推進
- ・ 子どもから高齢者まで全ての世代を対象とした学びあいの場の創出
- ・ 教育振興運動と連動した地域学校協働活動の推進
- ・ スポーツ共生社会を目指した地域スポーツの推進

所管：教育委員会事務局生涯学習スポーツ課

施策4：文化に親しみ学ぶ環境の充実と文化芸術の振興

【この施策が4年間で主に取り組む内容】

- ・ 芸術祭や郷土芸能まつりなどの市民活動の場の確保
- ・ 文化財の保護・活用と伝統文化の継承
- ・ 図書館及び埋蔵文化財センターにおける学びの支援
- ・ 滝沢市を知るための図書や文化財などの郷土資料の保護と充実

所管：教育委員会事務局文化振興課、教育委員会湖山図書館・埋蔵文化財センター

施策5：望ましい食習慣を育む学校給食の充実

【この施策が4年間で主に取り組む内容】

- ・ 適切な衛生管理や調理環境の改善による安全安心な学校給食の提供
- ・ 学校給食を生きた教材として活用する「食に関する指導」の充実
- ・ 滝沢市学校給食食材生産供給組合等と連携した地場農産物の活用

所管：教育委員会学校給食センター

(この部門が実現に寄与するSDGsの目標(ゴール))



7 政策支援部門

この部門は、経営資源の配分や管理を通じて、他の部門を支える部門であることから、「目指す4年後のまち」ではなく、「目指す4年後の部門の姿」として、ビジョンを設定しています。

(1) 部門が目指す4年後の部門の姿（ビジョン＝政策名称）

新たな価値を創造する人材の育成と持続可能な行財政経営を進める部門

【設定理由】

市税の適正な賦課と公平な徴収を行うことで自主財源を確保するとともに、公金の適正な管理と運用を行うことで市政経営の安定した基盤を確保します。また、多様な環境変化の中、「誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域」の実現に向け、「市民生活の堅持」と「市民の行動を後押しできる環境整備」のため、滝沢の価値と未来を創造する人材の育成や経営資源の確保と資源配分の最適化により、持続可能な行財政経営を進める部門を目指します。

(2) 部門が4年間で取り組むこと（ミッション）

経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）の確保・最適化とたきざわへの愛着づくり

【設定理由】

職員の資質の向上を図り、専門性の高い知識の習得に努めながら、働き方改革を踏まえた職場環境の整備を図るとともに、デジタル技術やAI等を活用しながら行政DXを推進し人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていきます。また、滝沢市の様々な情報を多様な媒体で積極的に発信することにより、滝沢への愛着を育む取組を推進し、市の活動への参画に繋げていきます。

(3) 部門の展開に特に関連する「めざす地域の姿」

- ・年齢・性別に捉われず、誰もが参加しやすい地域

(4) 部門の進捗に関連する指標

①滝沢市の行政サービスは良いと感じている人の割合

【基準値】令和5年度 36.8% → 【目標値】令和9年度 40.8%

②市役所の仕事は信頼できると感じている人の割合

【基準値】令和5年度 46.6% → 【目標値】令和9年度 50.6%

【設定理由】

①は、セーフティネットや市民の行動を後押しできる環境整備を含めた「行政サービス」へ経営資源を投入し、その成果を継続的に測定しながら「行政サービスの向上」に繋げていく点で、また、②は、適正に賦課された市税を公平に徴収すること、また、公金を適正に管理し運用することが、市役所の仕事の信頼につながるという点で、この部門に関連していることから指標として設定しています。

7 政策支援部門

(5) 部門を構成する政策と施策

政策：新たな価値を創造する人材の育成と持続可能な行財政経営を進める部門

施策1：新たな価値を創造できる職員の育成と行政体制の構築

【この施策が4年間で主に取り組む内容】

- ・人材の確保と滝沢市人材育成方針に基づく職員の育成
- ・快適な職場環境の形成及び働き方改革の推進
- ・法律等、上位法令に基づく例規整備及び法制執務研修の実施
- ・DX推進を踏まえた効率的な文書管理事務の推進

所管：企画総務部総務課

施策2：行政経営による総合計画の推進

【この施策が4年間で主に取り組む内容】

- ・総合計画の確実な推進
- ・トップマネジメントに基づく各政策、施策の確実な展開と評価
- ・市民の市政への参画を進める取組の検討と展開
- ・社会の変化に柔軟に対応する行政改革の展開

所管：企画総務部企画政策課

施策3：たきざわの魅力発信による愛着づくり

【この施策が4年間で主に取り組む内容】

- ・広報紙、ホームページ、SNS等各種媒体を通じた魅力発信
- ・市の施策の積極的な発信による市政への理解促進
- ・ヒト・モノ・コトをつなぎ地域愛着の醸成を図る取組の推進

所管：企画総務部たきざわ魅力発信推進室

施策4：デジタル社会を見据えた情報システムの構築と運用

【この施策が4年間で主に取り組む内容】

- ・新たなデジタル技術による業務効率化や電子申請などDXの推進
- ・社会情勢等の変化への対応を見据えた情報システムの最適化
- ・住民情報システム等の標準準拠システムへの円滑な更新
- ・情報セキュリティ運用の継続的な見直しと安全確保

所管：企画総務部情報システム課

施策5：次世代につなげる財政運営

【この施策が4年間で主に取り組むこと】

- ・健全な財政運営の保持
- ・財源配分の選択と集中
- ・公有財産の管理と活用

所管：企画総務部財務課

施策6：適正で効率的な課税事務の推進

【この施策が4年間で主に取り組むこと】

- ・公正、公平及び適正な賦課の推進
- ・電子化の推進とシステム標準化への計画的取り組み
- ・内部研修の実施と外部研修の活用による専門性の高い人材の育成

所管：税務部税務課

施策7：市政経営のための確実な税財源の確保

【この施策が4年間で主に取り組む内容】

- ・適正かつ速やかな納税緩和措置
- ・滞納処分による税の公平性の担保
- ・賦課徴収に関するシステムの適切な運用による信頼性の向上
- ・市税を取り巻く情勢の変化に応じた納めやすい納税環境の確立

所管：税務部収納課

施策8：市民に信頼される会計事務の実現

【この施策が4年間で主に取り組む内容】

- ・適正な会計事務の維持
- ・会計事務に関する知識の周知と意識共有による正確性向上への取組
- ・効果的な公金の管理と運用

所管：会計課

(この部門が実現に寄与するSDGsの目標(ゴール))



第3章 地域別計画

1 市民が担う地域別計画

第2次滝沢市総合計画の基本構想では「やさしさに包まれた滝沢」を基本的な考え方として掲げております。

地域別計画は、滝沢市地域コミュニティ基本条例第8条により、市民主体の地域づくりの推進を目指して、地域ごとに課題解決と幸せづくりを目的として策定する計画であり、市民自身が想像する「目指す地域の姿」を実現し持続していくための根幹となる行動計画です。

地域別計画は、平成12年度に市民主体で策定した「地域デザイン」と、その具現化を図るために、市民と行政との役割分担の下で平成17年にまとめられた「地域ビジョン」の取組を踏まえ、第1次滝沢市総合計画において、同総合計画基本構想の実現のために市民主体の地域づくりに向けた市民のための行動計画として、基本計画の中に位置付けられました。

その基本的な仕組みは、市民が地域で幸せに暮らすために自ら行動すること、家族や仲間、地域で共に活動することを通して、人とのつながりを深め、住民自治につながる多様な活動が地域で自主的に展開されることにより、幸福感を育む地域環境の創出を目指すものです。

第2次滝沢市総合計画においても、その基本的な仕組みを引き継ぎながら、地域が考えるやさしさと幸せにあふれる「目指す地域の姿」を地域の将来像と位置付け、それぞれの幸せづくりから地域全体の幸せづくりを探求し、市民が主体的に取り組むための行動計画です。それは、市民相互の信頼、お互い様という気持ち、市民の絆を培い、やさしさに包まれた地域環境の創出を目指した、かかわりによる市民主体の活動を進める大きな柱となるものです。

そして、地域により具体化された計画を、より親しみやすく分かりやすい計画として愛着をもっていただきたく、それぞれの地域における「地域やさしさプラン」としました。市は、市民の主体性と自主性、自立性を尊重し、地域づくりを支援します。

2 地域別計画の計画期間

基本計画における地域別計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和13(2031)年度までの8年間です。

計画期間は滝沢市地域コミュニティ基本条例第8条に基づき、8年間です。令和9年度に見直しをしますが、各地域による毎年の振り返りを推奨していきます。

これは、課題の確認や完了した事業を共有することで、地域と人との繋がりや達成感を感じることができ、常に各計画を最新の状態に保つことができます。

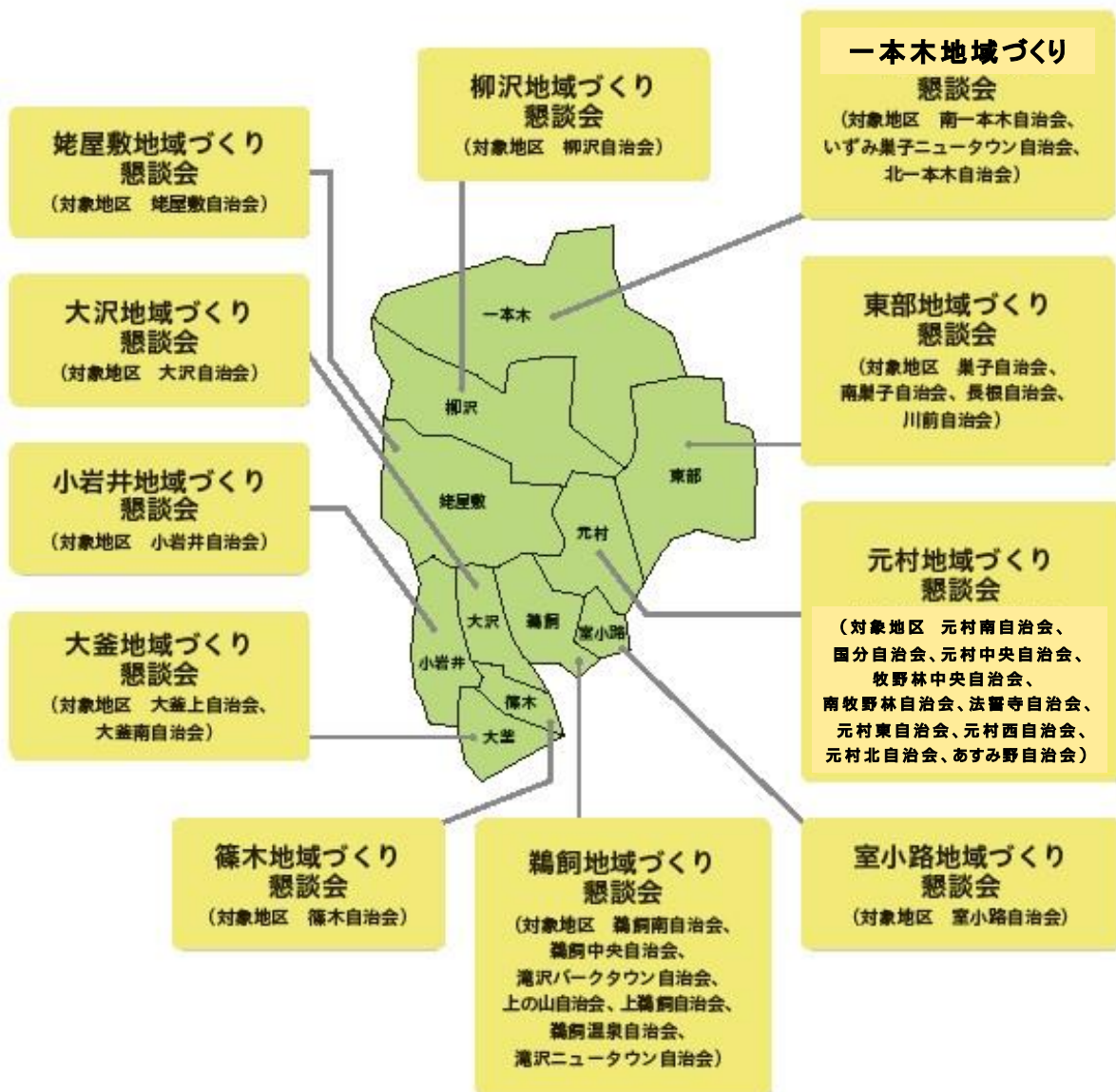
3 計画地域

市内の11地域を地域別計画の計画地域とします。

滝沢市に存する単位自治会を基本とし、単独又は複数の単位自治会の組合せとします。市内には明治期の合併前の旧村（大釜村、篠木村、大沢村、鶉飼村、滝沢村）単位に独自の歴史文化があることから、それらを尊重した形で区域を基礎とし市内11の地域で策定しました（図9参照）。

策定に当たっては、単位自治会や地域まちづくり推進委員会の他、公益活動を行う団体及び個人が参加して「地域づくり懇談会」を開催し、話し合いを行い取りまとめました。

今後、各地域別計画を推進し、見直しながら基本構想が掲げる「やさしさに包まれた滝沢」に向けた仕組みづくりを進めてまいります。



【図9 地域別計画の対象地区と構成自治会】

4 計画を構成する内容

(1) 目指す地域の姿

市民が抱く生活実感に基づく気づきから、「より愛着を持ちながら、その地域で一人一人の人生を送る」ための、やさしさあふれる地域の状態を表す将来像です。

(2) 地域の現状と課題

市民個々の気づきである、「自身の地域が今どういう状態なのか」を集約したものになります。

課題だけではなく、魅力や誇れる部分を再確認することで、より地域に愛着を持ち続けることができます。また、課題については、それぞれが同じ問題意識を持つことで、地域づくりに対する気持ちを合わせることができます。

(3) 目指すべき地域づくりの方向性、具体的な取組

目指す地域の将来像を実現するため、「将来、地域がどのような状態になると実現できるか」を考え、「地域づくりの方向性」を示しました。その後、取り組みに対して「何を、どのように、誰が、いつ」と具体的に記載することで、地域の役割を明確化しました。

これにより、中長期的な課題に対して地域全体で同じ方向に向かうことができます。

(4) 地域の宝物

地域には歴史や文化に育まれてきた、様々な地域資源（自然、景観、伝統芸能や祭り、歴史・文化遺産、社会活動など）が息づいています。

地域資源は、地域をより豊かにし、人々の幸せを醸成するための生活環境の基盤であり、地域の強み、長所、自慢したい資源を発掘し、磨きをかけることで「他の地域に誇れるもの」が地域づくりにとっての基盤（＝共通のプラットフォーム）となる可能性を秘めています。

このことから、次世代に継承したい地域資源を宝物と概要にまとめました。

【※事務局注記】

市内11地域ごとの個別の地域別計画については、各地域の皆様の協議・検討により策定されることからパブリックコメントの対象から除いております。

【 IV 資料編 】

第1章 計画策定に係る基礎的指標分析

1 将来人口

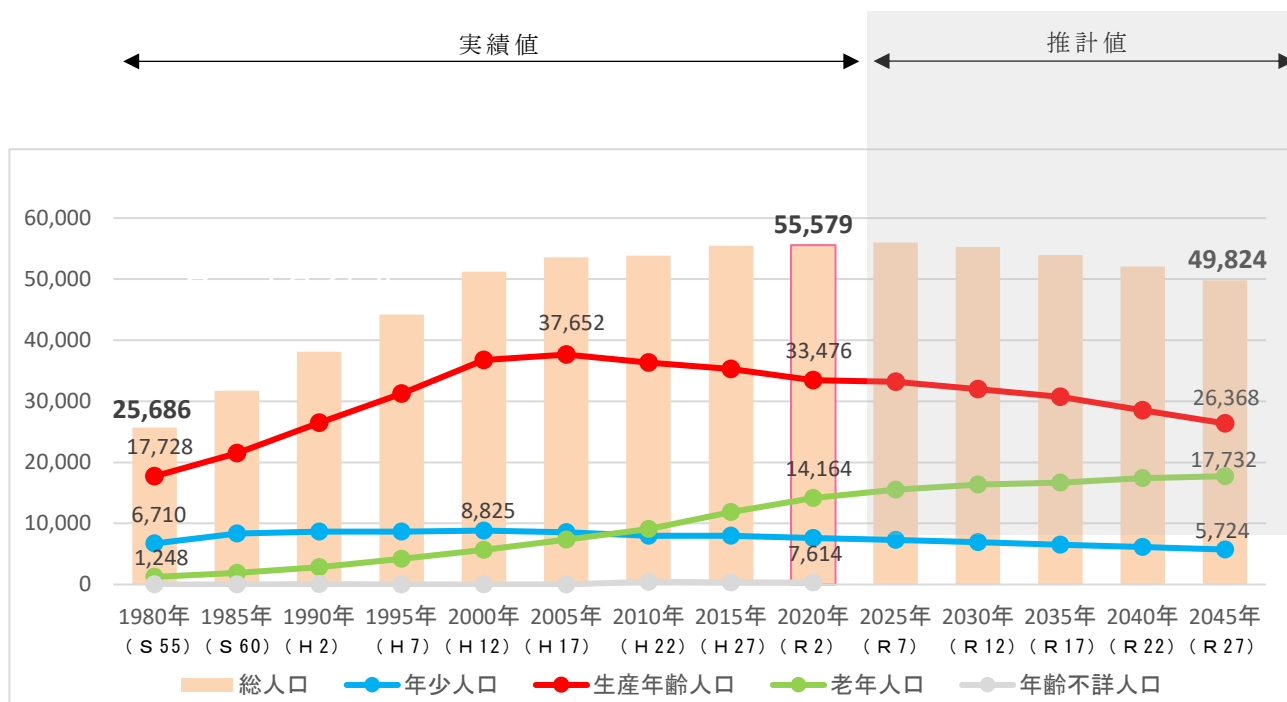
今後見込まれる人口の減少について、要因の分析、また、分析を踏まえた効果的な施策展開などにより、持続可能なまちづくりを進めることが求められます。

(1) 滝沢市における人口推計

本格的な少子高齢社会の到来は、全ての自治体に影響を与えています。

滝沢市では、これまで人口が増加するという前提のもと、目標人口を設定し人口増加をどのように加速させていくかという点を重視した政策を展開してきました。

しかし、人口推計に基づくと、第2次滝沢市総合計画期間は、人口減少局面に転じる、まさに転換期であり(図10参照)、トレンドとしての人口減少を踏まえつつ、人口減少及び人口構成の変化によって生まれる課題を克服しながら、やさしさに包まれた持続可能な地域社会の実現を図ることが重要な視点になります。



資料：1980年～2020年：各年 国勢調査

2025年以降：国立社会保障・人口問題研究所による人口推計値(2018)

【図10：滝沢市の人口推移】

(2) 滝沢市における人口動態の傾向特徴

少子高齢化による問題の多くは、人口構成の中で特定の世代が突出して減少することなどによって引き起こされます。したがって、人口構成をバランスの取れた適切な形へ変化させていくこと、つまり若い世代の減少を食い止め、増やしていくことが必要となります。この手立てを考えるため、世代ごとの増減に着目した人口構成の動態の分析が必要です。

本市の将来人口を5年ごと、また5歳刻みで区分し、同一世代の本市の将来人口動

態を予測すると（表2参照）、

- ① 10～14歳から15～19歳に上がる際に人口が大きく増加していること（市内に所在する大学等の入学に伴う転入が主要因と想定）
- ② 15～19歳から25～29歳にかけて人口が大きく減少していること（進学・就職に伴う他自治体への転出が主要因と想定）
- ③ 25～29歳以降、40～44歳までは人口が緩やかに増加していくこと（住宅購入などに伴う転入が主要因と想定）

の3点が傾向として浮かび上がってきます。

本市の人口動態の傾向を踏まえ、若者の流出を食い止め、活力ある持続可能なまちづくりを展開するためには、滝沢で生まれ育った人や、市にかかわりのあった若い世代の人たちが自分らしさを発揮できるような環境をつくり、戻ってくることのできる場所、又は住みたい場所として滝沢市が選ばれるようにしていくことが重要です。

【表2：滝沢市の将来人口（5歳階級別）】

年	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045
総数	55,463	55,254	55,998	55,255	53,935	52,072	49,824
0～4歳	2,392	2,263	2,171	2,074	1,954	1,822	1,683
5～9歳	2,700	2,591	2,460	2,287	2,179	2,052	1,909
10～14歳	2,879	2,760	2,650	2,566	2,380	2,266	2,132
15～19歳	3,284	3,170	3,100	2,903	2,790	2,567	2,430
20～24歳	3,271	2,852	2,976	2,830	2,633	2,513	2,292
25～29歳	2,826	2,454	2,554	2,448	2,318	2,153	2,048
30～34歳	3,389	2,901	2,834	2,604	2,480	2,324	2,151
35～39歳	3,868	3,494	3,110	2,968	2,713	2,560	2,388
40～44歳	4,089	3,886	3,598	3,158	3,002	2,752	2,585
45～49歳	3,432	4,105	3,934	3,591	3,155	2,992	2,748
50～54歳	3,587	3,469	4,160	3,970	3,617	3,181	3,012
55～59歳	3,675	3,473	3,431	4,110	3,936	3,582	3,155
60～64歳	4,142	3,672	3,519	3,397	4,072	3,910	3,559
65～69歳	4,083	4,011	3,508	3,406	3,296	3,949	3,790
70～74歳	2,813	3,872	3,786	3,346	3,257	3,164	3,786
75～79歳	2,073	2,550	3,607	3,527	3,132	3,062	2,988
80～84歳	1,444	1,814	2,256	3,158	3,094	2,770	2,728
85～89歳	929	1,134	1,372	1,715	2,440	2,394	2,175
90歳以上	587	783	972	1,197	1,487	2,059	2,265

注：2020年以前は国勢調査、2025年以降は国立社会保障人口問題研究所による推定値

2 経済指標

市内総生産、市民所得、就業者数等の経済指標は拡大傾向にあります。引き続き、本市の強みや地域特性を生かした企業集積、多様な人材が活躍できる環境づくりを進める必要があります。

(1) 市内総生産等

市内総生産及び市民所得は、順調に拡大しており、人口が増加している局面においても、人口一人当たりの市民所得の額も増加しています（表3参照）。

同時期の岩手県内の県内総生産・県民所得・人口一人当たりの県民所得は、横ばい又は減少傾向にある（表4参照）ことから、本市における市民所得等は一定の拡大が

図られているものと考えられます。

【表 3：滝沢市内総生産、市民所得及び人口一人当たりの市民所得の推移】

	平成 2 6 年度		平成 2 9 年度		令和 2 年度	
市内総生産 ※20	124,198 百万円	—	126,087 百万円	—	144,204 百万円	—
第 1 次産業	2,242 百万円	(1.8%)	2,713 百万円	(2.2%)	2,702 百万円	(1.9%)
第 2 次産業	15,402 百万円	(12.4%)	14,816 百万円	(11.8%)	32,054 百万円	(22.2%)
第 3 次産業	105,505 百万円	(84.9%)	107,927 百万円	(85.6%)	108,848 百万円	(75.5%)
市民所得※21	133,921 百万円		139,555 百万円		141,895 百万円	
人口一人当たりの市民所得 ※22	2,425 千円		2,516 千円		2,553 千円	

(出典：令和 4 年度市勢統計書ほか)

【表 4：岩手県内総生産、県民所得及び人口一人当たりの県民所得の推移】

	平成 2 6 年度	平成 2 9 年度	令和 2 年度
県内総生産	4,652,936 百万円	4,864,349 百万円	4,747,426 百万円
県民所得	3,481,895 百万円	3,473,757 百万円	3,224,356 百万円
人口一人当たりの県民所得	2,711 千円	2,768 千円	2,664 千円

(出典：「令和 2 年度（2020 年度）岩手県市町村民経済計算年報」より作成)

(2) 就業者数

本市における就業者数は、これまで増加傾向で推移してきました（表 5 参照）。しかし、今後は少子高齢化の影響による生産年齢人口の減少により、就業者数の減少圧力が高まることが予見され、市内企業の人材・後継者不足の深刻化や、購買力の低下に伴う市内消費額の減少などが懸念されます。

このような状況下で、今後も市内総生産額を維持し、拡大していくためには、本市の強みや地域特性を生かした企業集積を進めるほか、女性、高齢者、障がい者をはじめとする多様な人材が活躍できる環境づくりを進め、人材の安定的な確保、育成を図る必要があります。

※20 1年間に市内の各産業の生産活動によって新たに生み出された価値（付加価値）の総額。なお、市内総生産には、第1次～第3次産業による生産のほか、関税等が含まれるため、本表において内訳と合計は一致しない。

※21 市内居住者が1年間携わった生産活動によって発生した純付加価値が市民に対して、生産要素を提供した対価として、賃金（雇員報酬）、利潤（企業所得）、利子・配当（財産所得）などの形でどのように配分されたかを示したものの総額

※22 一人当たり市民所得…市民所得を人口で除して求めた値。なお、個人に配分される所得（被用者報酬等）のほかに、民間法人企業所得なども含まれていることから、個人の所得水準を表す指標ではないことに留意

【表 5：滝沢市内における就業者数の推移】

	平成 22 年度		平成 27 年度		令和 2 年度	
就業者数※23	26,478 人		27,861 人		28,621 人	
(第 1 次産業)	1,374 人	(5.2%)	1,399 人	(5.0%)	1,336 人	(4.7%)
うち農業	1,326 人	(5.0%)	1,332 人	(4.8%)	1,243 人	(4.3%)
(第 2 次産業)	5,683 人	(21.5%)	6,100 人	(21.9%)	6,075 人	(21.2%)
うち製造業	2,819 人	(10.7%)	2,851 人	(10.2%)	2,835 人	(9.9%)
(第 3 次産業)	19,421 人	(73.3%)	19,792 人	(71.0%)	20,592 人	(71.9%)
うち卸売・小売業	4,891 人	(18.5%)	4,814 人	(17.3%)	4,916 人	(17.2%)
うちサービス業	3,482 人	(13.2%)	5,244 人	(18.8%)	5,222 人	(18.2%)

(出典：国勢調査データより作成)

3 市民の幸福実感

幸福感を感じる市民の割合は増加傾向にあります。今後も、「やさしさに包まれた滝沢」の実現、また、その先にある「誰もが幸福を実感できる地域」の実現に向けた取組を進めます。

幸福を実感できる地域社会の実現を市の将来像として規定した滝沢市自治基本条例の策定以降、市では、幸福感に関する市民の意向を、毎年の幸福実感アンケート調査によって測定しています。

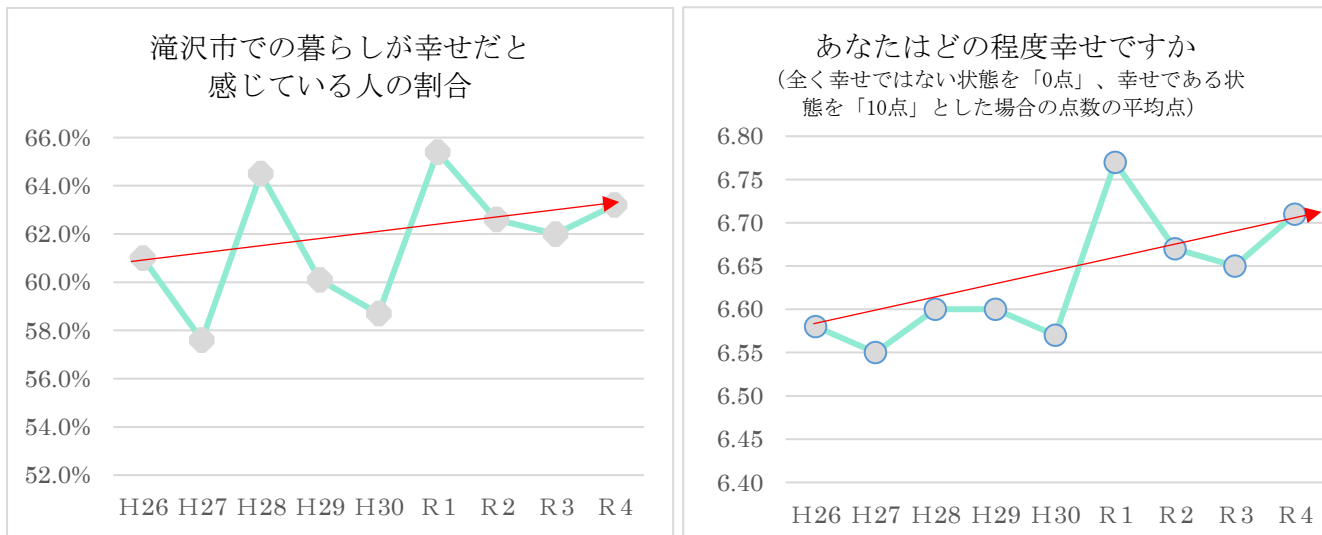
新型コロナウイルス感染症の発現前である令和元年度調査までの数値は順調に向上しています。その後、感染症の影響下にあった令和 2 年度から令和 4 年度までの数値は令和元年度と比べると低下しています（図 11 参照）。

計画期間全体の傾向としても、感染症の影響はあったものの、幸福感を育む環境づくりの基盤構築を目指した第 1 次滝沢市総合計画に基づく取組により、数値は、上昇の傾向にあります。

国連の調査によると、我が国は、健康寿命や 1 人当たりの GDP といった客観的な幸福度は比較的高いものの、主観的な幸福度は低いとされており、コロナ禍を経て、なお、社会に漂う閉塞感は、幸福を実感しにくい状況を反映しているものと考えられます。

幸福の感じ方は一人一人によって異なりますが、市民が幸福を実感しやすい環境づくりを今後も進めていくためには、これまで社会が追い求めてきた「物質的な豊かさ」の追及ではなく、多様性の尊重、他者への配慮、支え合いなどのやさしさが感じられる雰囲気の中で、市民主体の地域づくり活動が行われるような環境づくりを、市民と行政が協力しながら進めていく必要があります。

※23 就業者には分類不能者がいるため、合計は一致しない。また、平成 22 年度の第 3 次産業のうち「サービス業」は、その後の調査との項目の相違がある。



【図 1 1：幸福に関する市民の感じ方の推移】

4 暮らしに関する市民ニーズ

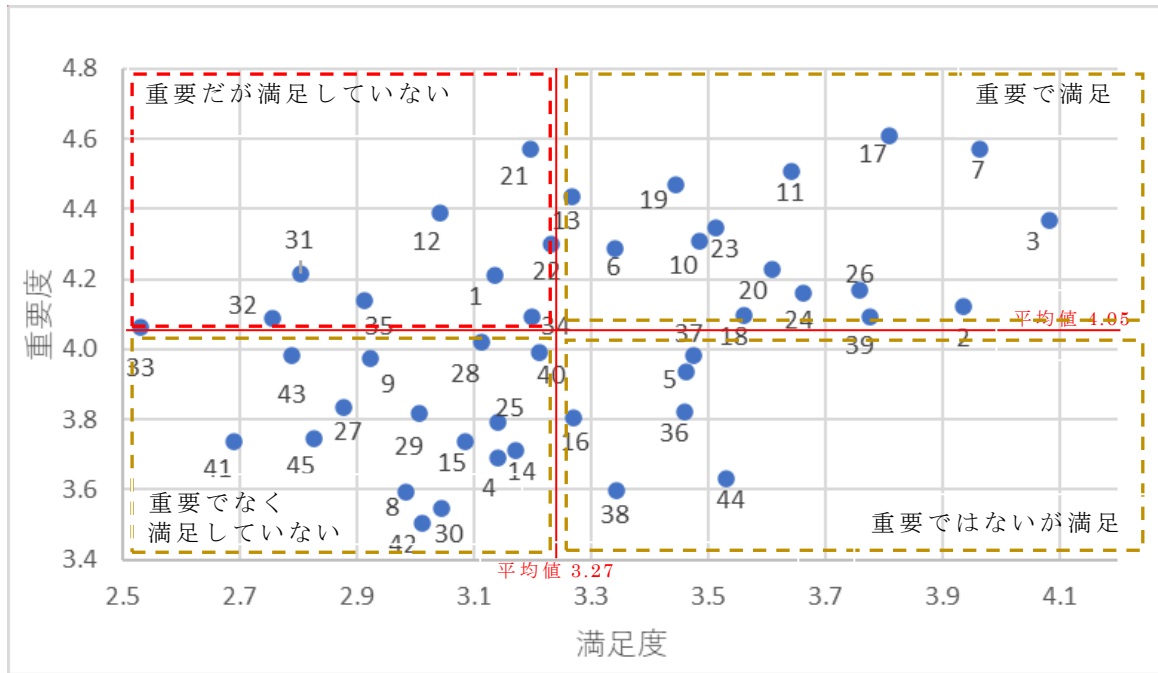
令和 4 年度市民アンケート（幸福実感アンケート）調査における暮らしの最適化条件ごとに、重要度から満足度を差し引いた値を「実現に向けた要求度合」（＝「ニーズ度」）として捉え、ニーズ度の上位項目を整理すると、働く場の確保、安全・安心な市民生活、子育てなどに関するニーズ度が高いことが示されます。（表 6 参照）

【表 6 市民ニーズ度の上位 15 項目】

順位	項目	暮らしの最適化条件	ニーズ度	(重要度)	(満足度)
1	33	みんなが自分のやりたい仕事ができること	1.53	4.06	2.53
2	31	働く場があること	1.41	4.21	2.80
3	21	急病の時に病院に行きやすいこと	1.37	4.57	3.20
4	12	老後が不安なく暮らせること	1.35	4.39	3.04
5	32	農業の担い手がいること	1.34	4.09	2.75
6	35	市の特色を活かした産業があること	1.23	4.14	2.91
7	43	必要なときに欲しい情報が得られること	1.19	3.98	2.79
8	13	子ども達が不安なく暮らせること	1.17	4.44	3.27
9	1	自然環境に配慮する取組が行われていること	1.07	4.21	3.14
10	22	交通の便がよく、移動がしやすいこと	1.07	4.30	3.23
11	9	地域の中に支え合う仕組みがあること	1.05	3.97	2.92
12	41	同じ目的を持った人との交流があること	1.05	3.74	2.69
13	19	安心して子育てができること	1.02	4.47	3.45
14	6	地域に安心できる防災の仕組みがあること	0.95	4.29	3.34
15	27	自分の夢の実現のために取り組むことができること	0.95	3.83	2.88

なお、令和 4 年度市民アンケート（幸福実感アンケート）における暮らしの最適化条件の重要度（平均 4.05 ポイント）と満足度（平均 3.27 ポイント）を表した散布図は、次のとおりです。（図 1 2 及び表 7 参照）

【図 1 2 暮らしの最適化条件と重要度及び満足度の散布図】



【表 7 暮らしの最適化条件 4 5 項目一覧】

番号	暮らしの最適化条件	番号	暮らしの最適化条件
1	自然環境に配慮する取組が行われていること	24	市役所の仕事は信頼できること
2	自然とふれあえる環境があること	25	自ら学んだり、取り組める環境があること
3	市に豊かな自然がたくさん残っていること	26	子ども達が生き生きとしていること
4	みんなで地域の夢の実現のために取り組むことができること	27	自分の夢の実現のために取り組むことができること
5	隣近所とのつきあいがあること	28	子ども達の体力・学力が向上していること
6	地域に安心できる防災の仕組みがあること	29	地域と学校との間で交流があること
7	家族がお互いに支えあっていること	30	スポーツに親しむ機会があること
8	ボランティアやNPO活動が活発であること	31	働く場があること
9	地域の中に支え合う仕組みがあること	32	農業の担い手がいること
10	市に犯罪がないこと	33	みんなが自分のやりたい仕事ができること
11	心身ともに元気で暮らせること	34	子育てしながらでも安心して働くことができること
12	老後が不安なく暮らせること	35	市の特色を活かした産業があること
13	子ども達が不安なく暮らせること	36	地場産品が広く販売されていること
14	一人一人の個性が尊重されていること	37	伝統・文化が受け継がれていること
15	高齢者が自ら率先して活躍していること	38	伝統・文化や芸術に親しむ機会があること
16	健康や介護などを学べる「場」があること	39	チャグチャグ馬コの知名度が活かされていること
17	かかりつけの病院があること	40	必要な情報がわかりやすく伝わること
18	放課後の子どもの居場所があること	41	同じ目的を持った人との交流があること
19	安心して子育てができること	42	地域間での交流があること
20	交通安全が保たれていること	43	必要なときに欲しい情報が得られること
21	急病の時に病院に行きやすいこと	44	人々が集まり活動できる場所があること
22	交通の便がよく、移動がしやすいこと	45	地域や世代を超えて市全体がつながっていること
23	ずっと住みたいと思える市であること		

第2章 計画付属資料

1 市域全体計画に係る分野別計画及び実施計画（一覧は別紙）

（1）分野別計画

各部門の計画において、他の部門との連携により展開する計画は「分野別計画」として記載しています。

分野別計画は、総合計画の趣旨を計画に反映させることを義務付けるほか、今後計画を策定又は見直しをする場合は、可能な限り計画期間を総合計画と一致させることとします。





（2）実施計画

各施策において、他の施策との連携により展開する計画を「実施計画」として記載しています。

実施計画においても、総合計画の趣旨を反映させることに努めるほか、今後計画を策定又は見直しする場合は、可能な限り計画期間を総合計画と一致させることとします。

2 めざす地域の姿及びSDGs目標（ゴール）との関連

【表8 めざす地域の姿及びSDGs目標（ゴール）との関連】

めざす地域の姿1 岩手山を背景とした景観を守り、恵まれた自然と調和した地域	
特に関連する部門：市民環境部門、都市基盤部門	
SDGs目標（ゴール6）／安全な水とトイレを世界中に	
	【取組の着眼点】安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
SDGs目標（ゴール7）／エネルギーをみんなにそしてクリーンに	
	【取組の着眼点】公共建築物に対して率先して省エネや再エネを活用したり、住民が再省エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
SDGs目標（ゴール12）／つくる責任つかう責任	
	【取組の着眼点】環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、住民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
SDGs目標（ゴール13）／気候変動に具体的な対策を	
	【取組の着眼点】気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。

SDGs 目標（ゴール14）／海の豊かさを守ろう



【取組の着眼点】海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海部のまちだけではなく、すべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。

SDGs 目標（ゴール15）／陸の豊かさを守ろう



【取組の着眼点】自然体系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。

めざす地域の姿2 みんなで考え、話し合い、共に行動し、絆で結ばれた地域

特に関連する部門：市民環境部門、都市基盤部門

SDGs 目標（ゴール16）／平和と公正をすべての人に



【取組の着眼点】平和で公正な社会をつくる上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。

SDGs 目標（ゴール17）／パートナーシップで目標を達成しよう



【取組の着眼点】自治体は公的/民間セクター、住民、NPO等の多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

めざす地域の姿3 保健・福祉・医療が充実し、誰もが安心して元気に暮らせる地域

特に関連する部門：健康こども部門、福祉部門

SDGs 目標（ゴール1）／貧困をなくそう



【取組の着眼点】自治体行政は貧困に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにあります。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。

SDGs 目標（ゴール3）／すべての人に健康と福祉を



【取組の着眼点】住民の健康維持は自治体の健康福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。

めざす地域の姿4 地域の防災・防犯対策が充実し、誰もが快適な生活を実感し、安全・安心に暮らせる地域

特に関連する部門：市民環境部門、都市基盤部門

SDGs 目標（ゴール11）／住み続けられるまちづくりを



【取組の着眼点】包摂的で、安全、レジリエント（強靱性）で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。

めざす地域の姿5 学校・家庭・地域の連携により教育環境が充実し、誰もが生涯にわたって学べる地域

特に関連する部門：教育文化部門

SDG s 目標（ゴール4）／質の高い教育をみんなに



【取組の着眼点】教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校生活と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。

めざす地域の姿6 地域資源を活かし、産業を育成し、誰もが働きやすい地域

特に関連する部門：経済産業部門

SDG s 目標（ゴール2）／飢餓をゼロに



【取組の着眼点】自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産業などの食糧生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。

SDG s 目標（ゴール8）／働きがいも経済成長も



【取組の着眼点】自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に積極的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。

SDG s 目標（ゴール9）／産業と技術革新の基盤をつくろう



【取組の着眼点】自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

めざす地域の姿7 歴史・伝統を守り、文化を創造する地域

特に関連する部門：教育文化部門

SDG s 目標（ゴール4）／質の高い教育をみんなに ※再掲

めざす地域の姿8 年齢・性別に捉われず、誰もが参加しやすい地域

特に関連する部門：市民環境部門、都市基盤部門

SDG s 目標（ゴール5）／ジェンダー平等を実現しよう



【取組の着眼点】自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取り組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取り組みといえます。

SDG 目標（ゴール10）／人や国の差別をなくそう



【取組の着眼点】差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。

【取組の着眼点】…国の関係各省庁が参考資料として示している「私たちのまちにとってのSDG（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－（2018年3月版（第2版）」（自治体SDGガイドライン検討委員会編集）に記載されている，国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG（United Cities and Local Governments）が示した内容を日本語訳したものを取組の着眼点として記載したものの。

【別紙】分野別計画・実施計画一覧表

滝沢市自治基本条例	第2次滝沢市総合計画	基本構想	前期基本計画 市域全体計画	部門別計画	分野別計画	計画の始期及び終期	実施計画	計画の始期及び終期
				市民環境部門	たきざわ輝きプラン3「滝沢市男女共同参画計画」 第2次滝沢市交通安全計画 第1次滝沢市環境基本計画(地球温暖化対策実行計画(区域施策編・地域気候変動適応計画含む))	令和 5年度 令和 13年度 令和 5年度 令和 7年度 令和 5年度 令和 12年度	滝沢市地域防災計画 滝沢市国民保護計画	昭和 62年度 令和 1年度 平成 19年度 令和 1年度
健康こども部門				第3次滝沢市地域保健計画「たきざわ健康プラン21」 第2次滝沢市自殺対策計画 第3次滝沢市食育推進計画 第2次滝沢市母子保健計画「すこやか親子たきざわ」 第2期滝沢市子ども・子育て支援事業計画 国民健康保険事業計画 国民健康保険特定健康健康診査等実施計画	令和 5年度 令和 9年度 令和 5年度 令和 9年度 令和 5年度 令和 9年度 令和 5年度 令和 9年度 令和 2年度 令和 6年度 令和 5年度 令和 5年度 平成 30年度 令和 5年度			
福祉部門	第2次滝沢市地域福祉計画	令和 5年度 令和 13年度	第2次滝沢市障がい者計画 第6期滝沢市障がい福祉計画、第2期滝沢市障がい児福祉計画 第8期滝沢市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	令和 5年度 令和 10年度 令和 3年度 令和 5年度 令和 3年度 令和 5年度				
経済産業部門	滝沢農業振興地域整備計画	令和 5年度 令和 9年度	滝沢市観光物産振興ビジョン 滝沢市チャグチャグ馬コ保存計画 滝沢市地域経済振興プラン 滝沢市IPUイノベーションパーク整備計画 滝沢市酪農・肉用牛生産近代化計画 滝沢市森林整備計画 滝沢市鳥獣被害防止計画	平成 22年度 令和 元年度 平成 22年度 令和 元年度 平成 19年度 令和 26年度 平成 21年度 令和 1年度 令和 3年度 令和 12年度 令和 3年度 令和 12年度 令和 4年度 令和 6年度				
都市基盤部門	滝沢市都市計画マスタープラン	平成 27年度 令和 16年度	第7次国土調査事業十箇年計画 滝沢市耐震改修促進計画 滝沢市の道路整備計画 滝沢市橋梁長寿命化修繕計画 滝沢市地域公共交通網形成計画 滝沢市空家等対策計画 滝沢市公園施設長寿命化計画 準用河川仁沢瀬川改修事業計画 下水道事業計画(雨水) 滝沢市水道事業ビジョン(中期経営計画を含む。) 滝沢市汚水処理実施計画 滝沢市下水道事業経営戦略	令和 2年度 令和 11年度 令和 3年度 令和 7年度 平成 13年度 令和 7年度 平成 24年度 令和 53年度 平成 29年度 令和 6年度 令和 4年度 令和 13年度 令和 6年度 令和 15年度 平成 29年度 令和 28年度 昭和 53年度 令和 17年度 令和 5年度 令和 14年度 平成 27年度 令和 17年度 平成 29年度 令和 8年度				
教育文化部門	滝沢市生涯学習推進計画学びプランたきざわ	令和 6年度 令和 13年度						
政策支援部門	国土利用計画滝沢市計画 滝沢市中期財政運営方針 公共施設等総合管理計画	平成 6年度 令和 13年度 令和 5年度 令和 8年度 平成 29年度 令和 28年度	滝沢市人材育成基本方針 滝沢市業務継続計画(災害編) 滝沢市職員定員管理計画 滝沢市情報システム最適化計画	令和 5年度 令和 1年度 平成 30年度 令和 1年度 令和 5年度 令和 9年度 平成 23年度 令和 1年度				
	前期基本計画 地域別計画		小岩井地域 大釜地域 篠木地域 大沢地域 鶺鴒地域 姥屋敷地域 元村地域 室小路地域 東部地域 柳沢地域 一本木地域					